

令和2年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年9月17日（木）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月17日 午前9時00分宣告（第3日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
		政策推進課長	北條 寿文		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司	安心安全 安課長	高塚 克己
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		環境課長	石原 己樹	子ども 課長	舘林 久美
		保険医療課長	不破 生美	介護支援 課長	後藤 雅幸
		住民課長	飯田 和泉		
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	まちづく り推進 課長	福谷 光芳
		土木農政課長	東方 俊樹		
	会計管理室	会計管理者兼会計管理室長	森 実央		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光	下水道 課長	浅井 修
	消防本部	消防長	山田 靖	次長兼 総務課長	黒川 康治
		消防署長	高阪 洋一		
	教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬
		給食センター所長	寺本 章人	生涯学習 課長	松井 督人
委員長 及び委員	監査委員	西尾 重義			

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 務 会 事 務 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 認定第1号 令和元年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和元年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 令和元年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 令和元年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 令和元年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第8 認定第8号 令和元年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和2年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

皆さんのお手元に、第2回議会運営委員会報告書が配付してありますので、よろしく願いいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴人の皆さん方に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

また、開会日より発言される議員、理事者の皆さんにお願いをいたしておりますが、発言される際には、マスクを外していただき、フェイスシールドを着用した上で、お手元のマイクを適切に使用してご発言願います。

なお、マスクを外して発言をいたしますので、答弁する職員の入れ替えの際には暫時休憩とし、消毒の措置を取らせていただきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る9月10日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

それでは、9月10日木曜日ですが、一般質問終了後に行いました議会運営委員会につきましてご報告をさせていただきます。

1番目ですけれども、意見書の取扱いについてですが、1番といたしまして、今回、採択することになった意見書はありません。

2番目は、不採択することになった意見書がありますので、これにつきましては、お目通しをお願いします。

3番目ですが、継続審議することになった意見書でございますが、アといたしまして、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書、イ、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書、ウ、地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書、以上3件が継続審議となっております。

2番目ですが、令和2年第4回12月定例会の日程についてです。

別紙をご覧ください。

まず、議会運営委員会ですが、11月24日火曜日となっております。続きまして、12月3日、4日ですが、3日、開会です。4日、継続日となっております。12月9日は、常任委員会でございます。14、15日は一般質問を予定しています。17日は閉会ということです。

以上が次回の会期の予定表となっておりますので、お願いいたします。

3番目、その他でございますが、1番目といたしまして、12月議会の議案説明会についてですけれども、これが11月18日水曜日午前9時、3階の議事堂ということで予定しておりますので、議員の皆様はよろしくお願いいたします。

続きまして、2つ目ですけれども、その他の2つ目ですが、政策推進室の室長の位置づけということについてですが、これにつきまして、前回の議運の報告でも申し上げましたけれども、委員の認識が一致しておりませんでしたので、これにつきまして、副町長に出席していただき、資料として蟹江町の室及び部設置条例、あるいはまた、事務分掌規則とか行政機構図を提示していただいて説明を受けました。それで、その結果、室長という名前ではありますけれども、部長と並列の位置づけであることを確認させていただきました。

以上が議会運営委員会の報告です。

(9番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 安藤洋一君

これより決算審査に入ります。

議題に入ります前に、議長から皆様をお願いいたします。

質疑をされるときは、まず決算書のページ数と科目を言ってからお願いします。また、質疑及び答弁は努めて簡潔明瞭にさせていただき、スムーズな議会運営にご協力をお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

日程第1 認定第1号「令和元年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出とも総括についての質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉浩幸です。

改めまして、私からも、おはようございます。

決算として、1日、分からない等々を聞いていきたいと思います。

では、今回、一般質問、特別会計の総括として少しお伺いをいたします。

令和元年度の決算でも、この報告書の総括としてまとめでもあるように、今回、第4次総合計画、ちょっと読ませてもらって、第4次総合計画を着実に推進し、必要な施策の実施により、交流人の拡大、定住促進、町民の満足度の向上を図る必要として、主要事業で町制の130周年記念事業、また、子育て世代の包括支援事業、観光産業振興プロジェクトや、もうすぐ完成する自由通路等の整備、また、完成しました近鉄蟹江駅北側の駅前周辺の整備の事業を推進し、所期の目的を達成することができたとあります。

そこでですが、今回、この歳入歳出の決算、どう見ていくかということで、令和に入って初めての決算であります。歳入歳出の状況で、実際に町として、この総括のまとめであるように、子育て世代や福祉の面で、蟹江町に、施策でもある住みたい、住み続けたい町として図ることが本当にこの1年できたのか、決算として、このまとめを再度お願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

皆さん、おはようございます。

それでは、板倉議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、ご質問にありました当初の目的の達成度につきましては、こちらのほうに表記させていただいたとおり、一定の事業の遂行ができたというところで評価をさせていただいております。

なお、令和元年度の決算につきましては、一昨年の平成30年に比べて微減というところで決算を打たせていただいております。平成30年度につきましては、多世代交流施設の建設と行政防災無線等の設置の工事がございましたので、そこがピーク時になっているような状況でございます。

しかしながら、必要な施策につきましては、その都度予算編成のときに慎重審議させていただきまして予算を組ませていただいておりますので、今回のご質問につきましては、おおむね達成できたというところで評価させていただいておりますが町の見解でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

達成できたということで、実際、歳入歳出の予算に至る執行率も例年並みの予算に対しての決算だと思います。

今回ちょっと聞いていきたいのが、じゃ今回、令和元年度初めての決算、予算を迎えた決算だったんですが、私たち議員、ほとんどそうなんですけれども、じゃ来年度の予算どうなるんだということが、ちょっと危惧を私、ほかの人もしていると思います。来年度の予算構成、決算であります、予算構成も少し聞いていきたいと思います。

来月から各課の予算要求もこれから本格的に始まっていくと思います。実際、今回の、前にも町長とも、本当にどうなるんだろうなという話はよくしているんですけども、じゃこのコロナ禍の下、誰もが予想していなかったコロナ禍の下で、本当に予算が取れるのかということがあります。一番多い町税もそうですし、地方交付税、ここら辺が、町税の減収が予想されて、交付税もどうなるか分からない状況の下で、ここで、来年度予算についても、ちょうど来年、町長選挙もあって骨格予算だと思います。施行する、それぞれの事業を施行するに当たっても、補正予算で上げていくと思うんですが、この補正予算がなかなか本当にできるのか、その辺をどう判断していくのか、ちょっとその点について、今の考えでいいですから、お聞かせをお願いいたします。

○総務部長 浅野幸司君

では、先ほどの総務課長がご答弁しました今回の決算の総括的な部分も少し触れながら、ご質問にお答えしたいと思います。

今回、ご指摘のように、非常に微減というところの、歳入歳出決算とも令和元年度につきましては微減というところがございます。そういった中で、先ほど少しお話、議員のほうから出ましたけれども、ハザードマップの更新とか、あと町制130周年の記念事業等、こういった、ある意味ソフト事業の拡充を今回、令和元年度でソフト事業の拡充を重視したところの決算内容でございますので、その前の、いわゆるハードの事業の設備投資のところの、非常に大きな決算とは少し、やや内容としては異なるんですけども、しかしながら、非常にソフトの事業を拡充したところのしっかりとした決算内容だと財政当局として認識をしております。

あわせて、ちょっと別の件ですけども、今回歳入のほうで、この決算書の15ページのほうをご覧くださいんですけども、15ページの歳入の一番上の町税でございます。今回決算額が53億8,644万7,191円というところがございますけれども、こちらの決算額、いわゆる町税の、蟹江町の主要な自主財源の大元であります町税が、最終的に歳入歳出それぞれ今回前年度対比で微減でございますけれども、この町税についての、こちらの53億何がしの決算額は、過去最高の収入、昭和59年以降いろいろ、約36年間いろいろ調べさせていただきましたら、多少の間増減はございますけれども、この53億円という町税の収入というのが、税収は過去最大というところの決算内容、歳入のところの決算内容でございます。歳出につきましては、先ほどのご説明したところの決算として認識をしております。

ご質問ですけども、そういった中で、来年度の予算編成どうなるのかというご質問ですけども、今回、これは令和元年度の決算審査というところがございますので、今回、この決算の内容についていろいろご審議いただく場がございますけれども、予算の関係につきましては、先ほど来いろいろお話が出ております新型コロナウイルスの感染拡大の影響、これは非常に、昨日もテレビで新しい総理大臣がおっしゃっていましたが、戦後最大の経



済の落ち込みというところで、いろいろな国としても施策を打っていくということのお話がありました。蟹江町におきましても、こういったコロナ禍の影響というのは、やっぱり町税の減収というのは避けられないと今現在で認識をしております。

加えて、地方交付税のお話も出たんですけども、地方交付税につきましても、これは国のほうの地方財政計画という計画が年明けに毎年公表されるんですけども、それに沿って大体の各全国の市町村の予算編成の資料ということでさせていただくものもまだ出ておりませんので、詳しく、これは非常に不透明というところがございます。

加えて、近年の設備投資に伴った町債の償還も今年度から、令和2年度から今始まっておりますので、そういうところのいわゆる全体的な費用の負担も増えるというところ、合わせて扶助費ですね、国の政策の影響で毎年、毎年度上昇傾向にございます扶助費、具体的に申し上げますと、幼児教育・保育の無償化なんかは1つのいい例ですけども、こういった扶助費関係が非常に近年上昇傾向にあるというところもございます。そういった財源確保も含めまして、新年度の予算編成はさらに厳しい財源、予算の編成状況になるということを想定しているところでございます。

また、詳しい予算につきましては、別途、また来年の予算審議のところでもしっかりご説明をしながらご審議いただく形で考えておりますので、よろしくご理解のほうをお願い申し上げます。

以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

今、板倉議員から令和元年度の決算審査の中で、来年度の予算についてご質問いただきました。現状については、今、総務課長のほうからるる申し上げたとおりであります。

現在の進捗状況は、今、総合計画に基づく実施計画、これの作成に今入っております。これは3か年のヒアリングといいまして、10月から11月にかけて、令和3年度以降の3か年のヒアリングをまずやらせていただきます。その状況を見ながら、今度11月以降から令和3年度の予算編成に入るわけでございますが、現状としては、そんな状況であることが、まず1つ。

そして、先ほど板倉議員おっしゃったように、来年は改選の時期でありますので、現状としては骨格予算になるだろうと。ただ、そうはいうものの、既にこれは来年の予測をしながら、しっかりと財政計画も立ててやっていかなければならないということを思っておりますので、その辺の現状についての提案は申し上げさせていただきます。

特に、やっぱり部長申しましたように、税収は堅調な税収で、昨年約7,000万円の増収でございました。これも私ども大きな企業はございませんが、堅調な住民の税収のおかげで、まあまあ6割ぐらいの自主財源含めてやっておりますので、その維持を堅持しつつ、あとは交付税の推移を見つつ、また適正に対処していきたいと。

ただ、お話がありましたように、今年はコロナの関係で非常に大きな影響が出ると思いますので、今時点からしっかりと情報を取りつつ、来年度の予算編成に向けてしっかりと考えて進めていきたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

総務部長から副町長、大変厳しいのは分かっているということで、本当にどうなっていくか。蟹江町として町税自体、本当に6割を占めているんですよ。今、状況的に蟹江町の事業主、大企業はほとんどない状態ですので、中小零細企業、本当に大きなコロナ禍の下でダメージを受けています。今、プレミアム商品券も発行しながら、小さな企業を応援しようということで頑張っているところではあります。

そういうことで、本当に全体町税6割を占める中で、本当に減っていくことがいろいろ僕も相談を受けながら本当に厳しい状況、僕もずっと商売やっていて、昨年度本当に製造業自体ほとんどやめてしまった状態なんですけれども、これでやっていたら本当にどうだったんだと、つくづく本当に思うわけです。

そういう状況の中で、町長選挙も来年あって骨格予算だと思いますけれども、ぜひとも、じゃ国みたいにお金ないからいい、国債発行して補充しようということになって、町としても町債を組んで繰り入れてやるという方向もあるんですけれども、じゃ実際に基金として、財調の基金としてもだいぶん使いながら、4億円ちょっとまで戻したのかな、戻ってきて、一時期。今回の決算で8億円あるんですけれども、それよりも少なくなってきた中で、何でも使える基金が財調としてどうだった。ちょっと後で、答弁で、今現在の財調、財政調整基金の金額も聞かせていただけるといいんですけれども、そういうことで、予想もしない状況ですので、ぜひとも私たち議員もそろって頑張ってやっていくつもりでいますので、一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

じゃちょっと財調についての現在、お願いをいたします。

○総務課長 戸谷政司君

今、ご質問がございました財政調整基金の現在の残高というところのご質問でございます。

議員言われましたように、当初につきましては、約8億円ちょっとございました。今回コロナの関係で、一次補正、二次補正等で、それぞれ崩させてさせていただいたり、戻させていただいて、今回、この9月議会のところで、5号補正でお出しさせていただいておりますけれども、そちらのほうである程度の金額を繰り入れることが可能となりますので、約5億ちょっとぐらいにはなるかと思っておりますので、すみません、細かい数字については、ちょっと持ち合わせておりませんので、5億円は超してくると思われまますので、よろしくお願いいたします。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

2点お願いをいたします。

実績報告書の23ページにあります。これは蟹江町の地方債の残高であります。令和元年度末で、一応ここの数字によりますと、約95億円というものが借りているお金ですよというふうになっております。

そしてまた、下に、その利子はそれぞれいくらなんだということが記載されているわけですが、利子の支払いも含めれば95億円にとどまらないということはもちろんですが、この起債の残高は年々増加をしてきておまして、私が議員になった頃に比べますと、本当に3倍ぐらいかな、私は30億円ぐらいだったような気がしますので、一般会計の規模に対しての起債額というのがどんどん増えていく状況にあるんですね。

それで、ここには下水道関係の起債は入っておりませんから、これのほかに、また下水道ということも入ってくるわけです。

そこで、今もお話ありましたように、大変厳しい財政状況になっていくのではないかとということが予想される中で、蟹江町の施設の老朽化等非常に大きなものもありますし、また、町内のインフラ整備もかなり遅れていて、あちこちの町民からも不満も出ている部分もあるかと思うんです。

そこで、町の今の、町の皆さんの財政運営の中で、一体どれぐらいまでの起債が許容範囲なんだろうか。国のほうが地方債に関しましては、一定の規定をしている範囲を設けているということは事実ですが、蟹江町として、どれぐらいの起債が許されるというような考え方の中でやっているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、これは実績報告書の11ページなんです。ここに性質別決算額の状況ということで、毎年これは実績報告書に掲載をされております。

そこで、この掲載のこれは、仕方というか、表現の仕方についてお伺いするだけなんです。ここで人件費、義務的経費の中で、人件費と扶助費ということで、このような記入になっておりますが、従来、蟹江町の実績報告書では、書き方がちょっと違ったかと思うんですね。過去の書き方が、消費的経費というような表現の仕方で、ここが扶助費ではなくて、物件費が入ってきているというような感じで、過去の記載の方法と変わっているのではないかとこのように思います。

義務的経費という書き方と、この人件費、扶助費というのは、予算の説明書の中ではこのような記載にはなっておりますが、決算においては従来とちょっと記入の仕方が違うのではないかとこのように思いますので、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○総務課長 戸谷政司君

まず、ご質問がございました。まず先に、性質別決算額の義務的経費のところの表記のお話のことでございます。

議員ご指摘のとおり、昨年度まではここの一番上のところに、消費的経費というところで

記載をさせていただきました。そちらのほうの内容といたしましては、人件費と物件費、維持補修費というところのくくりで消費的経費というところのくくりをさせていただきましたが、ここ近年、内容等がちょっと変わってまいりまして、一般的によく使われる表記といたしまして、こちら、今回変更させていただいた義務的経費というところの区分が一般的によく用いられるものでございますので、今回、こちらの方の人件費、扶助費、公債費というところのくくりで義務的経費というところで表記を変えさせていただいて整理させていただいたところでございます。

あと、起債の現在、令和元年末現在で約95億円というところのお話でございます。町としていくらまでが限度かというところにつきましては、ちょっと私のほうではお答え難しいところではございますけれども、こちらにつきましては、毎年公債費のほうで返還を予定させていただいておりますので、極力増えないにこしたことはなんですけれども、こちらの方についても精査させていただいて極力減らしていきたいというところで取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○総務部長 浅野幸司君

では、すみません、私のほうから少し補足の答弁をさせていただきます。

先ほどの、まず表6、性質別決算額の状況について、ちょっと今年から表記を変えたというところでございますけれども、原則、去年と具体的な、この表6の内容の数値的なものは、多少の入り繰りは、今のまとめの入り繰りはございますけれども、特に変わったことはございません。

先ほど総務課長申し上げました消費的経費という表記を去年まで使っておりましたけれども、これは実際、一般的な、いわゆる区分としましては、義務的経費か投資的経費、前、中村議員からいろいろご質問いただきました投資的経費がかつては1桁だったんだけれども、2桁だというところで、その理由はということのお尋ねも以前いただいたような記憶もございますけれども、原則、義務的経費か投資的経費、義務的経費というのは、人件費とか扶助費とか、あと公債費、これは避けられないところの経費を義務的経費ということで、くくりで表記をしております。ほかの団体を見ましても、大体そういった表記が主でございますので、蟹江町もいわゆる一般的な表記の方法にしたというところでございます。何度も申し上げますけれども、この中身のところは、その他経費のところにも今まで入っておりました公債費とか扶助費が今回義務的経費という表記で、上のところに来るというところでございますので、その内訳のところの金額そのものの性質別の決算額のそのものの金額は、表記は変えてございませんので、まず、1点目はそういうことでございます。

それと、もう一つ、起債の関係でご質問いただきました23ページ、主要成果のほう、報告書の23ページの表11の地方債目的別、利率別現在高の状況というところの目的別のところの

95億円の令和元年度末の起債の合計額の捉え方としてどうかということのご質問がございました。

こちらのほう、地方自治体が債務、起債を張る、地方債を張るに当たって、1つの目安になるものがございまして、この主要成果の報告書の一番最後のほう、122ページのほうを少しご覧いただけますでしょうか。

122ページの一番上のところですね、表19の財政指標等に関する調という中で、実質公債費比率というのが、ちょうど表の中ほどにございます。令和元年度が3.4%というところでございますけれども、これが実質公債費比率というのが、財源規模に対する一般会計等が負担する、そういった元利償還金の比率なんですけれども、いわゆる、どれだけ借金をしておいて、どんな状況かというところの比率です。一般的に、大体約、警戒ラインとして15%ぐらいのところは1つの目安というか、警戒ラインになってくるんですけれども、蟹江町のほうが逆に去年が3.8%のものが3.4%に減っておるということで、これがどんどん上がり続けて、10%とか2桁になると非常に危険信号だということでございますので、これが何で下がっているかという、実際、据置期間が3年ないし5年ございますので、何十億、例えば何億お金をお借りしても、その償還が始まるまで少し年数がございまして、今回、蟹江町が大型事業として、建設事業を数年前に事業執行したんですけれども、そのときにお借りした償還のほうはまだ今現在、そんなに償還額は出ていないというところの影響もあって、今3.4%に収まっているということでございます。これが将来的に増えてくる傾向にはあるという分析をしております。

具体的にどれだけの起債を張れるかという、財政運営の中で張れるかというご質問については、非常にこれは、ご答弁が非常にしづらいというか、難しいところでございます、当初、かつて臨時の全員協議会を開かせていただいて、平成28年1月に、蟹江町の財政計画というところで、委員の皆様方に、通常5年ぐらいの財政計画が主なんですけれども、このとき10年間にわたる、平成36年度までの10年間にわたる財政計画のほうをお示ししたんですけれども、そのときに平成32年度、いわゆる令和2年度の町債残高が一番ピークになるという試算をしております。そのときの、当時の試算で100億円という棒グラフの試算のほうをお示しいたしましたけれども、それに比べて、今回95億円ぐらいに、いろいろな国の補助金等を有効に活用できるところは活用しながら、なるべくお金を使わないような形で財政運営をしてきたところでございますので、当時の試算では100億円ぐらいの、平成32年度に町債残高でお示したところを今の段階では、取りあえず95億円というところでございますので、それが果たして蟹江町にとってどうだということは非常にお答えづらいですけれども、いずれにしても、今の数値上のところはまだまだ財政的なところの公債費としての幅はあるというところのご理解だけよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○9番 中村英子君

この表示の仕方についてですが、以前にも表示が変わったときは事前に説明をお願いしたいということを申し上げたこともあります。表示が変わってくると、私たちにしてみると、過去のものも全部見て、本当にたくさん、この1点についても時間をかけて、どうなってきたからどうなったんだということを見なければいけないわけですよ。ですから、表示を変えたときは、この部分は従来との表示の仕方を変えておりますなら変えておりますと、きちんと事前説明してもらいたいということで、前にも言ったんですけども、そういうふうにしていただくことはできないのでしょうか、いつもいつも。それについてちょっと聞きたいし、それから、従来、実績報告書にあったほうの表示の仕方、消費的経費の中に、例えば人件費が入っているとか、そういうことがよかったのかどうかという、過去のほうがよくなかったのではないかというふうに思いますので、これは、こういう表示にしたと、変えたということはそれなりだと思いますが、今も言ったように、そのことについては説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、義務的経費の中の扶助費ですが、これも今ご説明がありましたように、社会福祉費の増大によりまして、これがどんどん大きくなっていくと。それでページの12ページでは、本来の表示と違って、人件費の次に扶助費ということで、ここに一覧表が出てきております。扶助費というのが22億円かかっているんだと。これが20%もかかっているんだよという話なんです。この扶助費につきまして、最後の款別の支出というのがあるんですけども、107ページに一般会計の款別、節別支出内訳書というのが載っているんですけど、この欄の節の扶助費の合計額が、今までもここに出ている合計額と必ずしも一致しないというのは従来からそうなんです。一致しておりません。ここの表に出てくる表の扶助費というのとは一致していないので、従来からそうなので、今回も一致していないわけですけども、この107ページの扶助費の合計というものが、全部はここに出てきているのではないかと思うんですが、それですと、ちょっと私としても見にくい部分もあるんですが、この関連については、どう理解したらいいのかということをお願いしたいと。107ページに扶助費というのはいつも出てきているんです、節の20番目として。これの合計額と今言った合計額は違うんですね、いつも違います、これは毎年違うので、いつものことですけども、これはどういうふうに理解したらいいのかなということをお伺いします。

それから、今、果たして蟹江町の財政運営の中で、どれぐらいの起債の中で私たちはやるべきことをやればいいのかということをお考えたときに、国のほうの一定の枠があるということは事実でありますし、今、総務部長が言いましたように、その枠の中で十分行われているから、それはそれでまだ幅があるよというような言い方でしたが、非常にこの数字的なものの中で、ものを考えるということが分かりにくいわけですよ。

それで、じゃ大体目安として金額的に皆さんはどれぐらいの起債まで使って、今求められ

ている公共事業のものだとか、そういうものに対して対応していこうとしているのか、処分は全然分からないものですから、あれやれ、これやれと言ったって、できるのか、できないのかも分かんないんで、できれば、今はちょっと難しいかもしれませんが、金額というようなもので、大ざっぱですよ、もちろん。前にも、今、総務部長が言ったように、財政計画というのを出してもらったことも事実です。事実で、何年度に何、どれくらいだよというのは、そうなんですけれども、しかし、それは十分要望に応えた中身にもなっておりませんので、どうしたら、今課題を解決していけるのかという視点に立ってみると、できれば金額的に言っていただくということがありがたいかなというふうに思いますので、その点を考えていただきたいと思います。

以上2点、お願いします。

○総務部長 浅野幸司君

では、ご質問にお答えをいたします。

まず、扶助費の合計額のところでよろしかったですか、107ページの表14の一般会計款別、節別支出内訳書の節の20番目の扶助費の合計額が11億6,647万何がしのところの金額と、12ページの図4の性質別の歳出決算と、その構成比の、そちらのほうの扶助費の、こちらのほうは扶助費が22億円ぐらいございますけれども、そちらのほうの差異というところのご質問にお答えをいたします。

まず、こちらのほうの図4のほう、12ページの図4の扶助費につきましては、こちら先ほど来いろいろ議員からお話が出ております。その前のところの表6の性質別決算額の状況の、11ページの表の6のところの表記、今年度の決算額のところを落としておると、こちらの表、図4のほうに落としている、金額を落としておるというところでございます。

この基、表6の数字を横の棒グラフ、横のグラフにいたしまして図4の構成をしておるわけでございますけれども、こちらの基の数字が、いわゆる決算の全国共通の、そういう調べがございまして、調査がございまして、決算統計と一般に言うんですけれども、そういった全国共通の調べの基のところの条件が、扶助費としてのお取扱いの条件は、この費用と、この費用と、この費用を全部扶助費として入れなさいというところの調べがございまして、そういった本来の107ページに出ております款別、節別のところの扶助費以外のところの費用についても、扶助費のお取扱い、これは、いわゆる生活保障などの社会保障経費としての一端として入れなければ、調査上入れなければいかん数字がございまして、それを入れ込んだのが22億円の金額というところでございます。

107ページのところの扶助費については、通常、歳出の予算のところからいろいろな支出をする、ほかの款項目もございましてけれども、いろいろな支出をするところの扶助費というくくりの予算上の、支出上のくくりとしての実際支出として出ていった、社会保障費等だと思いますけれども、そういった実際支出をしたところの純粋な扶助費の合計額が11億円とい

うところの表記でございますが、これは一般的な表の今の、先ほどの今回区分を変えさせていただいたところも含めて、こっちの表については、大体ほかの市町村も含めて、こういう表をこういう調査の結果の数字を基にしてつくりなさいというところで、それぞれが各市町村つくっておりますので、それに合わせた表のつくりでこちらのほうはつくっておるとところの状況で、そこら辺の差異が出ておる、取り扱い、その扶助費としての加算というか、取り扱いをする項目のところの調査上のいろいろな差異はございますが、それが実際表れているというところで、以前もご説明をさせていただいたことがあるんですけども、そういったところの表記でございます。

それと、あと起債の関係のお話でございますけれども、具体的な数字を教えてくださいということですけども、何度も申し上げますけれども、その都度事業、町のいろいろな主要事業を事業執行していく上で、より効率的な、そういう公共事業債とか、いわゆる充当率が非常に高いような起債が張れるときは、そういう有利な、町にあまり財政の負担がかからないような起債の方法も、いろいろなメニューの中から、担当課も含めていろいろ検討、精査いたしまして、最終的に事業債を上げるというところでございますので、それについては、その都度、補正予算もしくは当初予算のところではいろいろな事業を上げるところでございますので、そのところで内訳の財源としてどうなのかというご質問をいただければ、担当課のほうでしっかり、その都度内容についてはお答えさせていただくというところでございますので、それを別途表に抜き出して表示したらどうかという多分お話だと思いますので、ちょっとそれは事実上のところは非常に多岐にわたり過ぎますので難しい問題かなというところは認識しておりますけれども、あと表の表記の内容につきましては、またちょっといろいろ今回ご指摘いただきましたので、今後また大幅な、当然大幅にこれ表記方法が変わる、合計額も含めて積算の方法が変わるのであれば、事前にご説明して、しっかりこういう部分を変えましたというのはご説明するのは当然だと私思いますけれども、今回の場合、その内容のところの入り繰りのところの変更でございますので、それも含めて今後またご報告するかどうかというのは、その都度また検討して確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○9番 中村英子君

事務担当者としての言い分というのはよく分かるつもりなんですけど、どのようにも分かりやすく、町の財政状況を把握して、どのようなものを入れ込むのが可能なのだろうかということの観点で考えると、従来の役所的な公債費比率が何だとか、こうだとか、そうだとかという話ではなしに、それはそれで重要な基本的なことですけども、やっぱりこれは金額的に説明してもらおうと少し分かりやすく、そしてまた、蟹江町がしなければならない事業ですよ。そのことに対して、それがやれるほうであれば早くやればいいし、やれないんだった



ら、それはまた考えなければいけないということで、もう少し分かりやすくご説明いただいたり、また、蟹江町と本当の意味での計画、総合計画と言っても、それはいろいろな、総合計画いつもつくっていますが、総合計画は目標値であったり、目指すものであったりという形であって、実際に、本当に財政を裏づけた全体的な公共施設の改修や申請を含めた、そういった計画というものは持っていないわけで、そのこと自体は、また私も問題だなと常々思っているんですけども、そういうものを考えるきっかけとしても、分かりやすく、大体ここまではどれぐらいの起債で、そして、この起債の金額を考えたときには、どことどこをやることができるんだというような、そういう分かりやすい計画というか、説明というか、そういうものを私は求めたいと思いますので、難しいかもしれませんが、検討をお願いしたいということを申し上げて終わります。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、14ページから53ページまでの質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

歳入についてお伺いいたします。

これちょっと質問しようかどうか迷ったんですけども、どうしても聞いておきたいということで、31ページにあります国庫委託金の中の、ちょうど真ん中にある、備考欄にある自衛官募集の委託金について、これ3万5,000円で歳入に入ってきているんですけども、この委託金について、もう少し詳しくお願いいたします。

それと、もう1点、すみません、もう1点なんですけれども、35ページにあります合併浄化槽の県の補助金なんですけれども、これ大幅に補助金が減っているわけでありまして。町としても、歳出にもありますが、合併浄化槽の補助金で1,000万円ぐらい補助として使っているんですけども、県が大幅に減ったわけについて、この2点、お願いをいたします。

○民生部長 寺西 孝君

まず、板倉議員からご質問をいただきました31ページにございます自衛官の募集事務について、3万5,000円についてでございます。こちらにつきましては、自衛官募集事務ということで、私どもといたしましては、法定受託事務といたしまして、自衛官の募集については、国に代わって市町村が取り行うものとされておるところでございます。この3万5,000円の内容につきましては、広報やホームページで自衛官募集の広告を掲載するであるとか、また、各施設の、例えば掲示板にポスターを掲示する、そのような事務が法定受託事務の一環として、歳入としてされているところがございますので、よろしくをお願いいたします。

あと、もう一つが35ページにございます合併処理浄化槽の補助金の減額についての内容で

ございます。こちらにつきましては、県の制度少し変わってまいりまして、新築の方に対する補助が受けられなくなりました。くみ取りから合併に変えられた方のみが受けられるというふうになりましたので、非常に大きな額の変更になったものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

まず最初の自衛官募集について、3万5,000円、ホームページでちょうど、募集の案内ポスターもちょうど掲示板に張ってあったときもあるんですけども、そこでもう少しちょっと聞きたいことがあります。今年から自衛官募集に係る住民基本台帳の閲覧についてなんですけれども、どこの自治体も、結構隣の大きい名古屋市でも名簿の提出、提供を行っているんですけども、これに名古屋市、一昨年よりももっと進んで、名簿に宛て名もシールつきで渡してしまっている、そんな状況があります。この自衛官募集の住民基本台帳の提供、これについて、町として、今この要請があった場合に、どのように対応しているのかお聞かせをください。

あと、合併浄化槽については、そういう県の補助金対象が新築は駄目だよということになって、要は普通の浄化槽から合併に変えたり、昔からのボッチャン便所というのか、それが合併浄化槽に変えたのみしか補助金が出ない。町として、補助金として1,000万円使って、新築の場合も、マンション等は別として、新築でも使えるということで、当初僕もアパート建てたときに、アパートは駄目だったんだね、ちょっと申請できないのかなと思って、黒川さん、よく知っているだろうけれども、そういうことで、その辺、今後、あと下水道についても、またちょっと後で下水道のときに聞いていくんですけども、合併浄化槽も進めないといけない状況にある中で、県の支出が、補助金がなくなって、町として単独でまだまだやっていくつもりなのか、隣の弥富市でも、1回その補助金なくそうという話も出て、また継続して今やっている中なんですけれども、その辺具体的に考えがあったらお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

自衛官募集についての今の対応状況についてご質問をいただきました。

実は、平成31年4月に防衛大臣から市町村宛てに募集対象者の紙媒体、電子媒体での提出依頼があったのは、これは事実でございます。しかしながら、私どもの対応といたしましては、所管をいたします、自衛隊の愛知地方協力本部一宮地域事務所が私どもの所管事務所となってまいりますけれども、こちらと合意形成の上、住民基本台帳の一部の写しの閲覧という形で対応をさせていただいておるところでございます。

続きまして、合併処理浄化槽の件につきましては、他の市町の動向も含めまして、一度調査させていただいて、今後の取り組みについて検討を引き続きやらせていただきたいと思いますとおります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

自衛官の募集について、一応蟹江町としては一部の写しの閲覧というのみで行っていると、国のほうも電子媒体でよこせとか、今後言ってくる可能性もある中で、本当にこれがいいものなのか、この住民基本台帳法にあるんですけども、法令で定める事務で、遂行のために必要がある場合に、一部の写しの閲覧を可能として、この一部としてを自衛官募集の枠で使っているんですけども、私としてはちょっと疑問符が残るわけでありまして。実際に住民の安全とかプライバシーの保護につながりない、送られたきた方もいまして、何で私のところに送られてきたのということもあります。確かに昔よく僕のおやじが二十の成人式に行ったら、成人式で自衛官募集のパンフレットもらって、俺は頭にきて放り投げたったとか言っていたんですけども、そのときとやはり状況が変わっていますので、ぜひ町長の救助の話も、僕もいろいろ話するんですけども、その辺について、ぜひとも、なるべく提供しないような形を取っていただけるといいと思います。その辺について、町長の考え、ちょっとあったらお願いしたいと思います。

合併浄化槽の補助金については、ほかの自治体の動向を見るんじゃなくて、やはり引き続き、まだまだ整備されないところもまだ4割以上残っていますし、そこで県からの補助金、新築はもう出さないよということになってくると、確かに、最初から下水が来ているところに住宅を建てる場合はいいんですけども、まだまだ整備されていないところも多いですので、引き続きこれについてはやっていただきたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

自衛官募集の件であります。住民基本台帳を電子ベースで出すか、紙ベースで出すかは別といたしまして、これは、実は県の町村会でアンケートを取らせていただきました。やっぱり個人情報保護法という1つの大きなくくりの中で、運用方法はまちまちです。我々蟹江町としては、電子ベース、紙ベースで資料をお渡しすることは差し控えさせていただきたいということで、これからもいきたいというふうに思っております。

ただ、近隣で名前は申し上げませんが、提供されているところはあるというふうに思いますし、実際担当者の方ともお話をしたことがございますので、しばらくはその状態で、私としてはいきたいというふうに考えてございます。

あと、合併浄化槽のことについて、ついでにお話をしますが、答弁は求められていないと思いますが、全国町村下水道の推進協議会の会長をやらせていただき、今、蟹江町の進捗率は、海部4市2町1村の中ではダントツです。先ほど中村議員が言われましたように、実質公債費比率が一般会計のとは若干特別会計、企業会計違いますので、また後でご質問いただくとおもいますが、非常に厳しい状況にあるのは事実であります。

ただ、この地域の環境を守るバロメーターはやっぱり下水道です。もう一つ言えば、単独

槽が使用禁止でありまして、合併浄化槽に全て移行です。

ただ、あの当時と比べますと、合併浄化槽も大変普及してまいりまして、非常に水の質もいい、BODも非常に高いところにあるということを知っておりますので、実際、蟹江町は下水道推進地域、いわゆる計画地域については、補助金は安く、ですけれども、お家を建てられたときには合併浄化槽は造られますけれども、速やかに下水道につないでくださいということをご説明をして、実は補助金を出しています。そうでないところについては、県がこういう状況になりましたけれども、蟹江町はできるだけ議員の皆様のご理解を得て補助金を出していきたいというふうに思っております。これがやっぱりこの地域の川、田んぼ、地域を守る、そしてまた、低いところで溢水したときに、汚物だとかが前に出てこないような、やっぱり安心・安全なまちづくりのバロメーターになりますので、下水道は。それをしっかりやしていきたいというふうに今現在は考えております。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで、消防長、教育部次長兼教育課長、上下水道部次長兼水道課長の退席と政策推進室次長兼ふるさと振興課長、政策推進課長、安心安全課長、住民課長の入場を許可いたします。

総務部次長兼税務課長と総務課長は席の移動をしてください。

暫時休憩します。

(午前10時02分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時06分)

○議長 安藤洋一君

歳出は款別に質疑を受け、款別ごとに1人3回までとします。

1款議会費、54ページから59ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、58ページから117ページまでの質疑を受けます。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。よろしくお願ひいたします。

周りの皆様方から、ふるさと納税のことをやれということで質問させていただきます。

まず、69ページに、推進準備ということで、125万2,958円というのが上がっております。全般に、そしてこれは準備ということで、今日は税務課長もみんなおみえになりますので、本年のふるさと納税の出ている金額と、そして、もう1点お聞きしたいのは、国から

の財調みたいなことで、70%ぐらいが来ているのかな、そういうのは。昨日はちょっと新聞を読んでますと、名古屋市とかが35億円ぐらい出ていて、そいつで、国からの財調みたいな形で70%ぐらいがまた戻してもらっているような話が出ていたもので、あまり神奈川の百何億とか、そういうの出ていきますと大変なもので、裏で何かされているようなことがあるのか、全くないのか、そのまま出ていって、6,000万円だったら6,000万円出ていっているのか、そこをあと4,000万円ぐらい財調とかで穴埋めしてもらっているのか、ちょっと聞きたいもので、よろしく願いいたします。

まず、今年の決算のときの金額、教えて、全部。出た金額分かるでしょう、昨年度の。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

ふるさと納税で町から出ていったお金ということですが、令和元年度につきましては5,650万円ほどです。これにつきましては、また後から後から申告出してくる方はまだまだみえますので、まだ変わっていく可能性がありますが、令和2年度につきましては6,359万円ほどです。これにつきましてもまた後から後から申告が出てくると、また増えてくる可能性はございます。今現在はそのような状況でございます。

以上でございます。

○総務課長 戸谷政司君

戸谷議員のご質問で、補てんがあるのかというところのご質問でございます。

確かに、ここ数日前の新聞に、そのような記載があったというところは認識をしておりますが、補助金の中とか、交付金の中で、この項目でというところのものはございませんので、もし、ちょっと勉強不足で大変申し訳ございませんが、もしあるのであれば、特別交付税の中に組み込まれるというようなところで財源が充てられているところはあるかもしれません。例えば、地方特例交付金みたいに、こういう項目で補助金が出るよというところは認識してございません。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

私も先日の新聞だけのことで、なかなかはっきりとしたことはないもので、ですけども、そういうことがあるのかなと思いましたが、あるんだっとなるべく出ていっているものは少しでも戻していただきたいと。我々のところは地域的に何もそうお出しできるものがないもので、そうしましたら、これから考えることは、町内で何かを、クラウドファンディングみたいなことですね、そちらに向けていけるような施策を打っていけないんじゃないかなど。外に出ていくお金を蟹江町の魅力ある、こういうものに使いたいんだと、そのためにお願いしますと。以前もお願いしましたが、町長のほうから、外に出ていくお金をなるべくここに残してほしいというようなお願いをするべきだというお話はしていましたが、明確な今度目標を立てて、こういうものに使いたいから、返礼品

はないよと、返礼品はないけれども、子供たちのこんなことに役に立つ、老人たちのこんなことに役に立つというようなことを明確にされたことをされていくと、ひよっとしたら愛着心のある皆さん方、蟹江町にお住まいの方は、そちらのほうに回していただける可能性もあるもので、そういうこともお考え願いたいなど。ただ、返礼品を一生懸命そろえるというだけが能じゃないもので、返礼品をいくらそろえても、そろえ切れないのが私どもの町内ということになっておりますから、そういう中身のちょっと考え方を考えていただきたい、その辺はいかがでしょうね。

○総務課長 戸谷政司君

戸谷議員ご指摘のとおり、他自治体ではクラウドファンディングとあって、ある事業にご寄附をいただくような取り組みもされておるのが事実でございます。蟹江町、まだそこまですらちょっと検討段階のところでございますので、今年度、総合計画も策定中でございますので、そちらのほうの事業と合わせまして何かできることを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

今、戸谷議員からふるさと納税の関連で質問いただきました。特に、税の原資としては元年度で5,650万円、2年度で6,300万円ほどが減税になるということございまして、非常に厳しい状況の中で大変残念であります。そういう結果につながったと。補てんについては、ちょっと後で調べてご報告しますけれども、多分交付税の中で算定されているんでないかなというふうに思っていますので、また改めてお調べしてご報告はしたいと思っています。

あと、ふるさと納税変わる制度として、総務課長、申し上げたように、今かなり一般ではクラウドファンディング活用されておりまして、自治体でもそういう例が多々ございます。我々も1つの事業を執行するについては、当然、財源補てん含めていろいろな検討をしますので、そのクラウドファンディングの方式も1つの選択肢であるかなということを思っていますので、今後、使用に向けて、しっかりと利用させていきたいと思っています。

○6番 戸谷裕治君

はい、ありがとうございます。

ぜひ、そのように、新しい考え方で少しずつ進めていくと。これからそういう時代がまわっているということですね。そして、なるべく町内循環型の経済をつくっていかないと、これがたくさん外に出ていく経済というのは、町の存続に関わってきますから、それで回していく循環型、それを目指していただきたいと。何もかも今回のプレミアム商品券ですけれども、あれも町に循環型のお金を回すようにということでやっておりますので、そういうことが。

それと、先ほども申し上げたとおり、交付税の話、それを1回調べていただいて、例えば、それは7割か7割5分戻ってきているんだったら、次の手、考えられるじゃない。この金額

ばかりの話でなしに、6,000万円のうちの7割やったら4,200万円戻ってきていますよとか、それで、そうしたらいいとか、もう少し違うやり方をしましょうとか、ここ出ているように、一般の方思っておられますから、どうしても。よろしく願いいたします。その辺もはっきりしてください、一度。お願いいたします。

以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

今のふるさと納税の減収分についての構成比率は、これはすみません、しっかりと調べてから、また、ご報告申し上げたいと思っています。

○9番 中村英子君

95ページの行政防災無線の関係についてお伺いをしたいと思いますが、平成30年度に、この防災に関して、防災無線の工事を2億7,000万円というお金をかけて全部取替えをしたという経過がありますが、そこで、昨年1年間は、新たな防災無線の中でのお仕事があったかと思うんですが、実際に何がどのように変わったのか、利便性はどのように上がっているのかというのは、外からなかなか見えないわけですが、実際の運用に当たって、どのような利便性が上がったのか、どうなのか、実態についてお伺いをしたいと思います。

○安心安全課長 高塚克己君

中村議員から防災無線、同報無線の件についてご質問がありましたので、お答えをいたします。

平成30年度に新たに同報無線を整備させていただきました。デジタル化に変更したことによりまして、ほぼほぼ町内100%の伝達率というのが達成できたというのと、あとは、同報無線を流した内容を防災メールですとか、エリアメール、または同報無線の内容を聞き直すことができる電話等々によって確認をできると。一つ同報無線を流しますと、多様なところに情報が到達するということで、エフエムななみもそうでございますし、NHKのデータ放送等々で、蟹江町でどここの避難所が開設しましたというようなところにも情報が流せるようになったというところでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そのように基地局という考え方でなったかと思うんですけれども、実際に町民から、その中身の確認の電話とか、そういうような問い合わせとか、災害の大きなのが今ありませんのでないかもしれませんが、実際に、そのようなことは使われているのでしょうか、どうでしょうか。

○安心安全課長 高塚克己君

確認の電話の使用がどうかというようなご質問でよろしかったかと思っておりますけれども、それに関しましては、電話自動応答になっておりまして、安心安全課のほうに内容の確認とい

うことではございませんで、専用のダイヤル、これは整備した当初に、マグネットで全戸配布させていただいて、電話番号が書いてありまして、ここにかけると自動で同報無線の内容が聞き取れますよというようなところがございますので、安心安全課に全て問い合わせの電話がかかってくるということではございませんので、どの程度頻度があるかというところは、100%件数的にはちょっと把握をしておりませんが、かなりの方が利用をいただいていると認識しております。

○9番 中村英子君

ちょっとよく分かりませんが、じゃ自動なので、それはどういう問い合わせがどういうふうにかかってくるかということの件数も分からないし、内容の確認もできないし、していないということですか。

○安心安全課長 高塚克己君

全戸配布しまして、あと広報紙によって、その伝言、同報無線の内容を聞き直せるダイヤル、こういった電話がありますよというのを周知いたしております。何か同報無線鳴っているなというふうに思った方は、それを認識している方に関しましては、その番号にかけていただきますと、仮に今日は美化清掃がありますよというような、同報無線で流した、そのままの音声で電話で聞き取れるというようなことになっております。そのことをなかなか分からない方に関しましては、安心安全課のほうに電話で、今何か鳴ったけれども、何がありましたというようなところはございますが、Jアラートのテストの日がありますが、それに関しまして、安心安全課のほうに問い合わせの電話は2、3件大体ございます。というところ

です。

以上です。

○総務部長 浅野幸司君

すみません、先ほどの安心安全課長の答弁に補足して私のほうから答弁をいたします。

今回多額の事業費を整備事業として防災行政無線を整備したんですけれども、一番住民の方に直結した一番のメリットというか、一番の効果といたしまして、スピーカーですね、スピーカーが縦型の非常に高性能のスピーカーを基地局中心のところ、子局のほうにつけております。従来のスピーカーですと、非常に、特に大雨のときも含めて、聞きづらいといういろいろご意見がございましたので、今回、その情報伝達の一元化というのが、そういうシステム上でもできるんです。先ほど課長がご答弁したようなところはできるんですけれども、住民の方に一番近いところの一番メリットは、そのスピーカーで、非常にエリアもハウリング等がすると非常にいかんもんですから、きっちり業者のほうに、そこら辺を確認させていただいて、そういう、いかにその住民の方に防災に関する情報を確実に伝達するかというのは、非常にこれは町として最善の最優先でございますので、そこら辺のところのスピーカーのところもきっちり高性能のスピーカーで変えさせていただいて、しかも、放送でき



るエリア、それから明瞭度等も確認しながら今回事業をしたというところだけちょっとお伝えいたします。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

106ページの選挙費のところ、選挙費について質問をさせていただきます。

昨年ですけれども、県会議員の選挙、そして我々町会議員の選挙、そして参議院の選挙、3つ選挙が行われましたけれども、そこで、この実績報告書を見させていただくと、投票率ですね、これは毎回、選挙のあるたびに下がってきておるわけです。昨年も前回に比べますと、県会は無投票で選挙なかったわけですけれども、町会議員の我々の議員に対しても、47%から42.45ですか、5ポイントぐらい下がっております。参議院に対しましても、53%から45%で8%、8ポイントぐらい下がっておるという現状であります。このまま放っていくとか、このままにしておきますと、またどんどんと投票率が下がっていくように私は思います。

衆議院の選挙もまた年内にあるようなこともちらほら言っておるわけですけれども、町として、これ難しいところだと思います。どうすれば、この投票率が上がるかというのは、これは非常に難しい話だとは思いますが、放っておけば本当に、だんだん間違いなく、私も昨年ですね、一般質問させてもらったときに、ずっと統計を取らせてもらって、間違いなく下がってきております。ずっと我々の町会議員の選挙、ずっと下がってきております。ということをお考えますと、本当に放っていけん問題だと思います。総務として、どのような今後お考えがあるのか、この投票率に対してどのようなお考えがあるのかお聞かせください。

○総務課長 戸谷政司君

黒川議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、選挙の投票率が下がってきておるというのは大変認識しているところでございます。町といたしましては、できるところから少しでも何らかの施策を打ちたいというところで、選挙に関する啓発の用品を作らせていただいて配布するとか、少しでも投票率を上げるように、今後さらに力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

なかなか個人個人のところのお話になってしまいますけれども、確実に住民の方々にこういう選挙がいついつあるんだよというところを知らしめるというところでは、啓発活動がかなり有効ではないかなと思いますので、選挙があるときには、そういうものを今以上に力を入れて住民の皆さんのほうにお配りしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

今までも十分啓発活動はやっていただいておりますよ。ですけれども、こういう

現状だということで、やっぱり具体的に何か投票の仕方とか、投票所の、前の一般質問でやったんですけれども、投票所の問題だとか、具体的にやっぱり、一つずつ変えていかないと、どうしてもこの数字というのは止まらんと思うんですよ、このままの状況では。ですから、本当に今具体的に何をという、まだないみたいなんですけれども、本当に真剣にやっていただかないと大変なことになるような僕は気がします。ですから、この程度にしますけれども、よろしく願いいたします。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

ここで、政策推進室次長兼ふるさと振興課長、総務部次長兼税務課長、総務課長、政策推進課長、安心安全課長の退席と民生部次長兼健康推進課長、環境課長、子ども課長、保険医療課長、介護支援課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

10時40分から再開します。

(午前10時28分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 安藤洋一君

続いて、3款民生費、116ページから155ページまでの質疑を受けます。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田です。

153ページ、病児保育について、3点お聞きします。

まず、1点目ですけれども、現在も利用としては月曜から金曜日の午前9時から午後4時で変わらないかというところと、この令和元年度の実績報告書の60ページのところには特に実績載っていないので、利用人数教えていただきたいのと、あと3点目、現在コロナ禍ですけれども、例えば町のクリニックも発熱の方来ないでくださいというような状況になっていると思うんですけれども、病児保育のほうは、このコロナ禍の今の状況において、どのような対応をされているのか、教えてください。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問いただきました件について順番にお答えさせていただきます。

まず、1点目、現在の施設の状況でございます。開設したときと状況は変わっておらず、月曜から金曜日午前9時から4時までの開設となっております。

そして、利用実績でございますけれども、昨年度初めて1年通して行ったわけですけれども、事前登録が16名ございました。その中でご利用は1名、8月に1名ご利用をさせていた

だいたと報告を受けております。

そして、3つ目のご質問、コロナ禍の状況、どのように運営しているかというところなんですけれども、そこは保育施設も兼ねておる施設でございますので、そこと同じような状況ですね、今までよりは消毒はより念入りにさせていただいて、体制は整えているんですけれども、まだ今のところのご利用はございませんというところですよ。

以上です。

○3番 飯田雅広君

この病児保育なんですけれども、そもそも私議員なろうと思ったときには、この病児保育が蟹江町やっていないので、これをぜひ進めたいというのが一番の理由でした。私、子供2人いるんですけれども、男の子2人ですけれども、とにかく小学校へ上がるまで毎月のように風邪を引いて熱を出していると。上の子が例えば熱が1週間出ていて、終わったぐらいに下の子がうつって、また1週間ということで、私の妻はほぼ一月のうちに2週間子供の看病をしているという状況をずっと見ていました。

ですので、やはりそういう状況、家族のそういう状況を見てみると、やっぱり働きたいというお母さん、本当に小さい子供いると働けないんじゃないかという思いがあって、ずっと病児保育、病児保育という話をしています。今の利用の時間見れば、9時から4時だと、やはり本当に預けにくいのは変わらないと思うんですよ。

ですので、この利用も1名しかないというのが現状だと思います。9時に預けに行くということは、お母さん、10時ぐらいからしか働けないということですよ。ですので、そう考えると、本当にフルタイムで働いている方は全然預けられないと思いますので、やはりなかなか難しいと思うんですけれども、この9時から4時では、やはり利用実績伸びないというふうに思います。

ですので、やはりそのあたりの見直しというのはそろそろかけていただきたいというのは、正直に思います。

コロナ禍ですけれども、なかなか厳しい業界はありますけれども、伸びている業界が確実にありますので、そういったところに人は流れていくというふうに思います。

ですので、やはり働けるような環境をぜひともつくっていただきたいというふうに思っておりますので、その点、要望して終わります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっと関連付けてお聞きしたいことがあるんですけれども、121ページに、一番上のほうに、行旅死亡人処理委託料ってありました。予算では、もう一つ、02番がないんですけれども、執行されなかったということだと思っておりますけれども、同じように行旅死亡人処理委託料というのがあったと思うんです。これについて、ちょっとどういうものなのかお伺いを

いたします。

○住民課長 飯田和泉君

ただいまご質問のありました件についてお答えいたします。

予算書には、そうですね、2番目として、行旅人等短期入所委託料というものが上がっておりますが、決算では上がっておりません。こちらは蟹江町行旅病人及び行旅死亡人取扱法施行規則に基づきまして、居住地が明らかでない方などに対して支払われるものでございまして、身元が分かるまで一時的に施設へ預けるものとなっておりますが、ほとんどが愛知県で対応していただいている状況でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

福祉事務所、蟹江町だと福祉事務所相談センターだと思うんですけども、ちょっとそこで、今身元不明ということが答弁のときにあったんですけども、ちょっとそれだと、身元不明もそうですけれども、生活保護の関係で少し聞きたいんですけども、当初、今年1月大治町で皆さんご存じだと思うんですけども、身元不明の方が大治町の町民だということが分かって、海部福祉相談センターに連絡をして、無料低額宿泊所の紹介をして、先ほど言った答弁であったのそれだと思うんですけども、紹介して、その後どうなったかという、名古屋市内に置き去りにされた事件がありました。これについての、じゃ実際、このような大治町で起きたことが蟹江町であった場合に、職員としてどのような、この経緯等も確認しながら、実際に、じゃ本当にどうだったんだと。この問題については、愛知県の職員がうそをつきながらごまかしてやった経過があるんですけども、その辺をどこまで町として把握しているのか、また、このようなことが町で逆に夜間の相談があった場合、どのように対応していくのか、ちょっとその辺の確認をしたいと思います。

もう1点なんですけれども、先ほど聞けばよかったです。144ページの保育所運営費あります。歳入のほうでも昨年10月、ちょうど消費税が10%に増税されたと同時に、保育の無償化が始まったんですけども、じゃ実際に保育の無償化が始まって半年たった。町として最初のこの半年間というのは国が全面的に、国がお金出してくれたんですけども、今後の、それから半年間、どんな状況だったのか。また、町としても待機児童、実績報告書にもあるんですけども、そういうことで、待機者いないことになっています。その中で、この半年間で保育の無償化に伴い、入所の希望が増えてきているのか、ちょっとその辺お願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

ただいまご質問いただきました要保護者について、まず、そちらについて私のほうから答弁をさせていただきたいなと思っております。

今年1月に大治町で起きました事案につきましては、私どもも非常に深刻に受け止めております。通常でございましたら、こういう要保護者が発生した場合は、市町村長は生活保護

法に基づいて福祉事務所に通報しなければならないというところでございます。

ただ、こういった要保護者の方が生活に困窮されての方なのか、精神的に問題がある方なのか、それとも高齢者で認知機能に問題がある方なのかで私どもの部署も対応が最終的に変わってまいります。この事件が起こった後に、私どもも対応策について、担当課長を集めて協議をさせていただいたんですけれども、一番は、こういったケースが起こった場合、当町の対応といたしましては、まず、その方が保護された時点で、健康的に問題があるかどうかでございます。健康的に、健康状態が悪いということであれば、まず病院に搬送をさせていただいて、私どもから一時的な入院をお願いさせていただいて、その後の対応については、そこから時間をいただいて対応させていただきたいというふうに考えております。

健康状態に問題がない場合は、今申し上げた各課の対応につながってくるんですけれども、今、議員もおっしゃったように、生活困窮者の方であれば、無低と言われる無料低額宿泊所をお願いすることもございます。精神等々に障害がある方であれば、そういった施設をお願いすることもございます。高齢者であれば、やはりそういった施設に一時保護をお願いする、そういったことも含めて、時間外であっても迅速に対応ができるように協議をさせていただいたところでございます。

最終的に一番私どもも手に負えないケースも想定されますので、こういった件につきましては、警察に状況を伝えまして、警察のほうで一時保護することも考えなければいけないかなというふうに考えております。

対応については、以上でございます。

#### ○子ども課長 舘林久美君

それでは、私のほうから、幼児教育・保育無償化に伴い半年が経過したところで、その後どうなったかというところで、まず、保育料、収入の件につきましては、約3歳から5歳までの分、お子さまの部分が無償化になりましたので、半年で約5,200万円ほどの収入としては減収となりました。それに代わりまして、毎月の給食費が今度発生しましたので、そちらのほうで1,100万円ほど新しく収入として増えてまいりました。

待機児童につきましては、無償化の対象となったお子さんが3歳から5歳というところですので、特に年度の途中で今まで幼稚園の子が保育、保育の子が幼稚園、そういった動きは特にございません。

以上です。

#### ○2番 板倉浩幸君

最後の、3回目だよ。大治町、大変本当、こんなこと絶対あってはならない、ましてや、県の職員が名古屋市内に置き去りにするという、この事件があったことを踏まえて、蟹江町としても、本当にちゃんと今対応策も検討しながら、どんな状況だったのか。確かに、この大治町の人には本当、病気でもなかったんですよ。そういうことで、いろいろな悪いことが

重なり重なりして、県の対応もまズかったこともあって発覚してしまつたんです。やっぱり、これ特に大治、夜だったんだね、対応が。それぞれの担当課もないような状況で、ぜひとも蟹江町でも、こういう場合に起こつたときに、もうちょっと、どう対応していくかというマニュアル的というのか、その辺もちゃんと整備しながらやっていただきたいと思います。

あと、もう1点、生活保護の話、生活保護に関連してお聞きするんですけども、今まで、介護保険、生活保護の申請について、今現在で、生活保護法もあって憲法25条もあるんですけども、その下で申請書も本当に受け付けられないよと最初から話を聞くだけで、申請に追い返すことを実際当町としてどう、最終的に海部福祉センターに行くんですけども、そのようなことがないような対応をちゃんとしているのか、現在の対応についてお伺いしたいと思います。

それと、幼児教育の無償化については、まだ半年ということ、これからだと思います。そういうことで、じゃ実際に今まで、今答弁あったように、3歳から5歳で5,200万円の減で、その分、あと副食費は徴収するというので、1,100万円が入ってくるよということと、そうなる、その分全部国が補てんしてくれればいいんですけども、国が幼児教育無償化と言って全額国が面倒見てとか一番いいんですけども、やはり町の負担が増えていないか、その辺について、今後の検討もあると思いますけれども、今現在、どのような方向で考えているのか。この2点、最後にお願いしたい、で終わります。

○住民課長 飯田和泉君

まずは、生活保護のほうですけども、住民課としては住民相談を受けまして、適切に生活保護の基準を基に判断しております。海部福祉相談センターと連携を取り、適切な判断の下に生活保護を行っているところでございます。

以上でございます。

○子ども課長 舘林久美君

子ども課のほうから無償化になって、今度1年間マイナスとなった収入についてなんですけれども、歳入のほう、保育料につきましては、やはり減収となるんですけども、3歳から5歳のお子さんというのが、公立保育所になるもの、公立保育所の入所児童になるものですから、この方たちに対しての国や県からの入りというものが交付税措置になるかと思ひます。なので、ちょっとそこのあたりのところが、どのような対応かというところで、私ではちょっと分かりかねるところなんですけれども、これがもし私立が多いよ、そんな施設であると若干の町の持ち出しというのは増えてくるのかなと思ひます。

以上です。

○民生部長 寺西 孝君

私のほうからも、補足答弁をさせていただきたいと思ひます。

生活保護の相談につきましては、今、住民課長からありましたように、このコロナ禍にあ

りまして、微増の状況でございます。私どもといたしましても、今いろいろなセーフティネットございますけれども、生活保護を受けていただくために随時ご相談は適切に受けたいと思っております。

あと、幼児教育の件でございます。この4月から、今まで幼稚園教育の部分につきましては、教育委員会が所管しておりましたけれども、この4月から機構改革によりまして、子ども課が所管をすることになりました。私立幼稚園さんにおいても、保育所においても、子ども課のほうで適切に対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

14番 高阪です。

決算書では127ページ、実績報告書の53ページですが、高齢者ふれあいサロン事業補助金というのが69万792円というのがありますんですけども、これ7サロンということだと、上限がたしか10万円と聞いていますので、これ70万円ならいいんですが、この69万円が1万円何かしらの減額された理由があれば、ちょっとお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

高齢者ふれあいサロンの補助金事業でございますが、実際に昨年度運営費の補助を受けておるサロンが7サロンございます。そのうち、先ほどのご質問にございましたように、上限額10万円でございますが、その7つのうちの1つのサロンが、かかった費用がたまたまた10万円に満たなかったということでございます。結果的にこちらのほうが補助していたものが69万792円という結果になったものでございます。

以上でございます。

○14番 高阪康彦君

この質問を申し上げたのは、このふれあいサロンの要綱というのを見ますと、週に1回程度というから、年にしたら50週ですね、50回、それから65歳以上の方が5人か6人必ず、何人かちょっと忘れましたが、これの要件というのがあるんですよ。それをやると、かかった費用、どういうのが費用になるか分かりませんが、10万円もらえるということをやっているところもあるんですけども、ただ見ていると、私7町内を全部知っているわけではありませんが、7サロンですか、7サロン知っているわけではありませんが、我が町内でも本当に本当に一生懸命やってみえますので、ちょっと話していただければ、どこのサロンというのも一緒ですけども、老人というのが集まって、5、6人集まると輪ができてしまうと、そこへなかなか入りづらくなって、同じ人ばかりがそのサロンでやっていると、というような、多分そういう傾向が強いと思うんですよ。

あるとき、そういうことをしてきたら、それじゃということ、イベントを打たれるんですよね。我が町内ですと、演奏をやってみたり、それから素人の落語家を呼んで落語をやってみたりとか、陶芸教室もやられた、これは皆さんからお金取ってやられたんですけれども、いろいろやってみえるんですよ。何かこれ、本来の趣旨は、老人集めて、元気な老人をつかって、なるだけ認知症や何かにさせないというような趣旨だと思うんですが、ちょっと趣旨から外れるか分かりませんが、新しい人を呼ぶということは、イベントをやるのかんのですわ、そうすると、イベント、セミ素人でも結構金取られますので、途中、前の中で今やってみえるんですけれども、やっぱりそういうことをいろいろ考えると、年50日毎回開催して、しかも、5人か6人以上、最低65歳以上で5人か6人おらないかんとかと言いますと、1か月2,000円ぐらいですよね。中には、うちの町内もそうですが、町内、会場費を取っておるんですよ、違う団体ということ。これは本当にどっちかいうと、そういうイベント打つと、持ち出しが何かが多いじゃないかと心配する、一生懸命やってみえますので、心配するんですけれども、ですから、これ提案するんですが、町長にでもお聞きしたいんですが、これきちっと査定しているんなら、上限をもっと一生懸命やってみえるところは20万円ぐらいに上げて、きちっと査定して、おたくは8万円ですよと、おたくは20万円ですよというふうにやると、ますますそのふれあいサロンというのがもっと活発化していくかと思うんですわ。

そういうことを申し上げたんですが、今たまたまコロナで休みます。いつ再開できるか分かりませんが、来年も。今年度は多分お休みですけれども、また再開したときには、本当に一生懸命やってみえるところには、もう少し、仮に2,000円ぐらい、1回2,000円ですよね、大体。より上げていただいて、もっと活発にしてもらおう、一生懸命やってみえるところは、一生懸命でないところはカットすればいいんですから、ということをお願いをしたいと思うんですが、町長はどうですか。

○町長 横江淳一君

それでは、高阪議員のご質問にお答えしたいと思います。

各地区でふれあいサロン、本当に活発にやっていただきました。感謝申し上げたいと思います。

今、高阪さん言われましたように、いろいろなところで、その地域に即した事業をやっておみえでございます。私も、とあるところにお邪魔をしたときに、高阪議員によく似たお話をいただきました。どこが一生懸命やっているのか、一生懸命やっていないのかということではなくて、そろそろ、いわゆる自然発生的にどんどん増えてくるような気がします、これから。空き家対策もそうでありまして、いろいろなところとコラボしてやっていく時代が目と鼻の先に来ているというふうに思っております。

今のお話をいただきまして、たまたま今コロナ禍で非常に厳しい状況が続いておりますが、



来年度について、大変厳しい中ではありますけれども、担当者としっかり話をしながら、実際、実態調査を一遍やっていただいて、皆さんに今後こんなことをやっていただくと、そういうことも含めてでありますけれども、補助金のほうもこれから考えていきたい。

ただ、お金を配るからいいということではなくて、どういう形で地方自治体がそういうものに参加できるのか。できれば、民間で運営できるものをお願いすることもあるかも分かりません。いろいろな方法があると思いますので、一考していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○14番 高阪康彦君

ありがとうございます。

前向きに考えていただくということですが、やはり何ですか、民間の主導と言っても、民間というのはやっぱり補助が出るからやるという考え方もあるんですね。だから、補助が出るからやるんだと。でも、その補助の中では本当にきゅうきゅうで、そのうちだんだん顎が上がってくるという形なものですから、本当に、そういう団体で一生懸命やってみえる方には、本当にそれなりの手当てとかをしてあげるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、154ページから179ページまでの質疑を受けます。

○1番 山岸美登利君

1番 山岸です。

決算書169ページ、報告書66ページです。

子育て世代包括支援センターがこの3月に設置されましたが、その後のこの半年、約半年ですけれども、この利用者数、あるいは相談数と、また、その相談内容というんですか、をお聞かせください。コロナ禍での対応もあるかと思いますが、それもお聞かせください。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

4月からこの制度が始まりまして、専用の相談室もつくらせていただいたんですけども、まさに4月、コロナの関係で緊急事態宣言が出されました。その後、7月にもまた緊急事態宣言、愛知県独自の緊急事態宣言が出ましたので、密になることをちょっと私ども危惧しておりまして、部屋があまり広くないんですね、保健センターの事業といたしましても、極力簡素化して間隔を空けてとか、あるいは集団の健診も、この8月の末まで控えておりましたので、そういったところで、しばらくあそこの狭い、やや狭い部屋で相談をお受けすることがいかなものかということを考えておりまして、しばらくあの部屋で相談を受けることを

控えておりました。2回目の緊急事態宣言も8月の末で解かれましたので、これならもう大丈夫だろうということで、パーテーションとかも中に用意しまして、小さなサーキュレーターも部屋の中に入れて換気を十分にしまして、相談をお受けすることに今しております。

ですから、まだ、あの部屋を使い始めてまだちょっと間がありませんもので、ご相談件数としましては、正確にちょっとカウントはしていないんですけれども、今日現在で20件少々だと認識しております。

相談の内容につきましては、すみません、ちょっと今日具体的に保健師のほうから個別のことを聞いておりませんので、お答えすることはできませんけれども、専門のコーディネーターも4月から配置しておりますので、遅滞なく、漏れなくやってくれていると私は思っております。

以上です。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

全国的に虐待等も増えておりますので、また、そのような相談もあろうかと思えます。また、子育て世代はまあ不安を抱えていらっしゃると思えますので、注視していただきたく、よろしく願います。ありがとうございます。

また、資料のほうをいただきたいと思えます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

決算書の159ページと実績報告書の63ページに、予防接種事業について、少しお伺いをいたします。

今回、特に高齢者の肺炎球菌ワクチンが実績報告書にも327人ということがあります。

まず、この肺炎球菌ワクチン、国が5歳刻みというのもあるんですけれども、この予防接種の当町における自己負担部分や、また内容についてお願いしたいと思います。接種率も分かりましたらお願いをいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

高齢者肺炎球菌予防接種の制度につきましては、自己負担が2,000円であります。1回限りであります。接種期間が年度の4月1日から年度の終わりの3月31日までの1年間となっております。対象者は、これまでにワクチンの接種を受けたことがない方のうち、その年度ごとに、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の5歳刻みの年齢の方が対象となっております。接種率につきましては、昨年度は、すぐに、あの制度が26年度から始まっておりまして、5年経過しておりますので、対象者の方が一めぐりしたということで、昨年度はかなり接種率が下がって、28.4%であります。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

自己負担2,000円で、ちょうど国の制度的にも5年刻みで、5歳刻みのやつがちょうど、最初に打った人がちょうど終わる頃で、昨年、接種率が28.4%ということで、ほとんど、まだ7割近くの方が、その前だと三十幾つまでいっているのかな、その方について、接種、肺炎球菌、肺炎ということで、コロナとも関係してくる可能性もあるんですけども、そういう意味で、接種率の向上をどう考えているのか、これ医療費抑制にも、肺炎にならないためのやつですので、医療費抑制につながると思います。

そういう意味で、5歳刻みの自己負担をもっと軽減するという提案もしたいと思うんですけども、それとほかに定期接種、今、5歳刻みの定期接種であります。これまさに一度切りで、あとは自己負担、幾らだったかな、6,000円、7,000円弱ぐらいの自己負担になってくるんですけども、これに2回目もやりたいという人が結構いるんですよ、ちょうど5年に対して。でも、自己負担まるっと7,000円出して、ちょっと高いな、どうしようかということが結構相談があります。この点について、最初の1回目の接種率をもっと上げる方法等もどのような対応をしているのか、また、2回目の接種について補助の考えをしていないのか、その点についてお願いいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

B類の疾病の定期接種というカテゴリーに入るものでございまして、個人の発病、重症化を予防する目的の接種であります。私どもは、まず年度当初に、対象者の方に接種券、定期接種の接種券をお送りしまして、あなたが対象ですので、注射を受けてくださいねというお知らせをいたします。それから、年度の真ん中、秋口ですね、広報の10月号に、定期接種、予防接種お済みですかということで記事を掲載させていただきます。そしてまた、翌年の3月号、年度の終わりですけども、あまり時間がありませんけれども、お忘れじゃありませんかという形で、もう一度、そこで広報に記事を掲載させていただいて接種を促すことをしております。あと、10月に、全戸配布いたします、まさにもうちょっと先なんですけれども、高齢者インフルエンザの接種の実施のチラシにも、その文を簡単であります、一文添えて、対象者の方はこちらのほうもお受けくださいというような形で、接種されていない方に対して注意を促しております。

そして、もう一つの2回目の接種に関する助成はどうなのかということなんですけれども、厚生労働省の指針では、1回の接種で有効であるので、今現在の助成をしてみえれば私は理解しておるんですけども、2回目の接種をされる方、こういったご事情かはちょっとなかなか、いろいろ個人によって理由があろうかと思うんですけども、極めて全体の、我々いくと、少数なんではないかと思っておりますので、現在のところ、厚生労働省がこういった指針を示しておりますので、課といたしましては、引き続き今の体制で行っていきたいと考えてお

ります。

以上です。

○民生部長 寺西 孝君

高齢者の肺炎球菌ワクチンの2回目の実施について、私のほうからも補足の答弁をさせていただきます。

高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましては、今、議員おっしゃいましたように、平成26年から65歳の方を対象として定期接種化されているんですけども、この時点で66歳以上の方が接種機会がございませんでしたので、その経過措置として、今現在も65歳、70歳、75歳、100歳までの節目接種というのが今継続されている経過措置であるということがまず1点お伝えしたいところでございます。

さらに、この経過措置につきましては、令和5年度で終了いたしまして、令和6年度からは、本来に戻る65歳のみ、1回接種のみが定期接種とされるというふうに今決まっておる状況でございます。このような状況でございますので、この接種を逃した方の2回目の接種につきましては、公費助成の在り方もございますので、医師会のご意見も含めまして、また検討していかなければいけないところかなというふうに私どもとしては思っておるところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ちょうど令和6年で、65歳のみ接種がなくなるということで、厚労省の通達でもそうなんですけれども、本当にそれで、1回打って大丈夫なのか心配な高齢者がやっぱりいる中で、そうやってみると、2回目打ちたいという方には助成するというのも1つの手だと思いますので、ぜひとも考えていただきたいと思います。

もう1点、予防接種ということで、ちょっと確認を取っていきたいんですけれども、今議会で、コロナ対策で先立って、町長の決断で65歳のインフルエンザのワクチンを65歳以上無料でやるということで、1,381万6,000円予算化したんですけども、これ初日に可決して対応していくんですけども、今、この問題についてどうなのかということで、県が一応インフルエンザのワクチンを無料で65歳、同じなんですけれども、やると今言っています。今ちょうど県議会も始まって、まだ可決しているわけじゃないんですけども、やる方向で動いています。じゃ実際、県がそうやって補助を出してくれる中で、町がこの間可決した部分はどうなっていくのという問題をちょっと聞きたいなと思って、じゃこの1,400万円弱、余ってくるよね。じゃこれ何に使っていく、新たにコロナ対策、さっきの肺炎球菌ワクチンの補助でもいいですし、いろいろな補助ができると思いますので、今のところどんな考えをしているのか、お願いをいたします。

若干補足で言うと、大治町議会も弥富市議会も最終日に追加補正予算を出してきて、この

件のやつを上程して審議するという事になっています。その辺の状況、蟹江町も、そんなの関係なくても、65歳以上無料でできるということでやっていける中で、参考でお伝えをいたしました。

○民生部長 寺西 孝君

ただいま議員のほうから9月愛知県議会の補正予算に、愛知県高齢者インフルエンザの予防接種補助金が上程された、追加提案されたというところありました。私どもにつきましても、現在、このことについて情報収集中でございます。恐らく、この予防接種補助金について、補助金の交付要綱ができてくると思います。この内容を確認させていただいて、私どもが本議会の初日に議決をいただきましたこの事業につきましても、県補助金が充てられるのであれば、また次回に財源更正について検討させていただきますとともに、さらなる支援策はこれでできるかどうか、また、地方創生臨時交付金がまた使えるかどうかを含めて、町内でいろいろ検討させていただいて、また議会のほうにご報告させていただきたいなど、今現時点では思っております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

168ページの火葬費について質問させていただきます。

相変わらずの質問でございますけれども、大変心配しております、火葬行政ですね、蟹江町の。どの辺までお話のほうが進んだのか。2月の協議会が、昨年2月10日に行われたということが書いてありますが、そのときの内容、また、それ以後、どのような形になってきたか、説明をお願いいたします。

○環境課長 石原己樹君

斎苑の関係でございますが、舟入斎苑の一本化へ向けまして、そういった状況、現在動いている状況であります。実は、先月でございます、8月になるんですが、舟入の区会のほうへ、私、課長、副町長、民生部長で伴いまして、町の方針、舟入へ斎苑への一本化に向けて、今後協議をお願いしますということを正式に舟入区会のほうへご報告させていただいたところでございます。

以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

黒川議員、いろいろご心配をおかけしております。先ほど担当申しましたように、直近で地元の舟入区会のほうには、私をはじめとして、民生部長、そして参事と含めて説明を行ってまいりました。その席上では、舟入区民の区会の方、そして両土地改良区、福田悪水と、それから協和ですか、その方の代理者もおられましたので、ここ2年から3年にかけて、町がしっかりとした議論を、結果しては舟入斎苑一本化としての要請を発表したところであ

ります。

それにあわせて、舟入斎苑が誘致されたときに、いろいろなお話がございまして、当然、今、近鉄線から北については本町斎苑、そして南は舟入斎苑ということでありまして、いろいろ意見を申された方がおられます。その方も私が直接2、3度お会いしまして、地元の吉田議員にご協力をいただきまして、しっかりとその旨ご説明し、現在進めているところであります。

来年度以降につきましては、基本的には来年度の予算に、これがまた町長としっかりと議論をしていかないと考えていますが、来年度予算には舟入斎苑一本化に向けての基本計画をちょっと作成いたしまして、それに向けて、あとはタイムスケジュール等々を、財政状況を踏まえた上で、しっかりと進めていきたいと、そんな現状にありますので、よろしくこれを頼みたいと思います。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

ということは、舟入斎苑の一本化ということで今動いておるといふ説明でよろしいわけですね。一本化ということは、舟入は炉が2基、3基あるんですか、あれ。2基しかなかったんですか。(2基の声あり。)それで、年間大体250から300体ですね、これ。蟹江町が処理させていただくということになっておるわけですから、舟入の一本で十分対応はできると思いますので、あとは地元地権者のいろいろな方のご意見で、町として腹が決まったなら、それはそれで私は進んでいただけるんですけども、あとはいつまでにという期限をやっぱり決めてもらわんと、これ一本化、一本化と、これは前から言っておる話ですから、ずるずるしておってもいかんですから、来年、再来年、だから令和、今2年ですから、3年、4年、5年、それぐらいにはきちっと一本化ができるような道筋をきちっとつくっていただきたいと思いますし、また、名古屋市、今いいのができたようですね、茶屋のところに。そういう利用もいろいろ考える手もあるんじゃないかなとは思いますが、そういうことを言い出すと、また話がこんがらがると思うんで、一本なら一本で腹決めていただいたなら、そういう形で進んでいただきたい。それで、なるべく早く、何か本町の火葬場で、何か事が起きては遅いですよ。いつ起きてもおかしくないと思うんです、本町火葬場は。ですから、一日も早く、腹が決まったなら、それに進んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで、民生部次長兼健康推進課長、環境課長、子ども課長、保険医療課長、介護支援課長、住民課長の退席と政策推進室次長兼ふるさと振興課長、教育部次長兼教育課長、上下水道部次長兼水道課長、まちづくり推進課長、下水道課長、土木農政課長の入場を許可いたし

ます。

暫時休憩します。

(午前11時25分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時28分)

○議長 安藤洋一君

続いて、5款農林水産業費、178ページから187ページまでの質疑を受けます。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤 茂です。

183ページの下のほうですけれども、補助金というところがあるんですけれども、その農地集積推進事業費補助金というのがございますけれども、これに対して、どんな内容なのか説明いただければと思います。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、佐藤議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

農地集積推進事業費補助金ですが、こちら内容につきましては、農地中間管理事業に関する補助金となります。令和元年度から鍋蓋新田地内におきまして、農地中間管理事業に着手をいたしております。農地中間管理事業とは、地域内に分散しました農地の集約化を図りまして、農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で担い手に貸し付けるという事業でございます。農地の貸し手に対しまして、経営転換協力金と地域集積協力金というのが交付されます。経営転換協力金につきましては、経営転換をする者、またはリタイアする農業者を対象としまして、農地を10年以上中間管理機構に貸し付けることが要件となり、協力金が支払われます。地域集積協力金につきましては、交付対象農地の20%以上が中間管理機構に貸し付けられていることが要件となり、支出がされます。この2つの補助金を農地集積推進事業費補助金としまして、県補助金として受け入れまして、農地の貸し手に補助金として支出しているものでございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

はい、ありがとうございました。

今、説明あったんですけれども、鍋蓋、今の南ですか、そこを農地中間管理機構やるということで、あんなことできるのということで前は心配しておったんですけれども、どうもいろいろあったけれども、取りあえずやれたということで、それで、今後のことですけれども、この農地中間管理機構、どれぐらいの場所ですね、本当に難しいと思うんですけれども、どこを今度やられるか、そして、規模的なものですね、どのぐらいのものを検討されているの

か、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○土木農政課長 東方俊樹君

今現状としましては、鍋蓋新田におきまして農地中間管理を行っておりますが、こちらの状況をまだ確認を、今後の出し手、貸し手等の状況を確認しながら、ほかの地域に広めていくかということは検討させていただきたいなというふうに考えておまして、今、どこにということでは、どこの地区に広げたいということも計画上ございませんので、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○10番 佐藤 茂君

はい、分かりました。

やっぱりなかなか難しいということで、我々、大海用でもそうですけれども、利用権設定、あれだともっと簡単にやれるのかなということがあって、そっちのほうでも本当に進めていただければ、やっぱり後継者、農業を進める後継者というのがますますこれからも少なくなってくるわけですので、こういうことを進めていただければなと思って質問させていただきました。

終わります。

○6番 戸谷裕治君

農林水産と言いますと、排水のほうへ関係があると思いますので、ちょっとお尋ねいたします。

先來、日光川の氾濫警報というのがテレビで流れましたですね。あのときの雨の状況とか、どの辺の部分なのか、そういうのお分かりだったら、この排水状況はどうなのかとか、日光川は下流のほうになりますもので、どれぐらいの排水分量できるのだろうか。そして、50何ミリ相当になってくると、何時間ぐらいで可能性があるのかとか、大体読めてきたと思うんですよ、この間の雰囲気です。そういうのをちょっとお調べ願いたいなと思って、今、分かっている範囲で結構ですから、よろしく願い申し上げます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご質問にお答えをさせていただきます。

この間の9月4日と7日、一時的な豪雨ということで、大変危惧をしておまして、いずれに、天気や雨雲などの予想など、ちょっと予測などの状況を把握しながら、水路などについては事前に調整を図るなどして対策を取っておりました。そんな中で、雨が降った状況の中、町内の排水機については、本当に全てフル活動というような状況でございましたが、やはり一時的に町内の各所で道路冠水等にみまわれるような状況でございました。実際、今回のこの豪雨に関しまして、苦情等もかなりございまして、4日では約電話で25件、7日については、電話で33件の苦情がございまして、皆様、町内の皆様には本当にご苦労をおかけ



するような状況になってしまいましたが、町としても、できる限りの対策等、現場での対応に努めておりますので、その辺は本当にご理解のほどよろしく願いいたします。

あと、排水機の容量でございますが、現在のところ、ちょっと申し訳ございません。詳細の容量については今把握してございませんので、また改めて、その辺は整理したものをご提供させていただきたいと思います。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

今の部長がおっしゃったとおり、一旦水というのは仕方ないと思っていたんですよ、町内の。それよりか、日光川の氾濫ですね、氾濫警報というのが出たもので、そちらのほうが心配になりましたもので、そのときの雨量が大体57から59ミリが、あれどれぐらい続いたのか、時間的に。どの辺で氾濫警報が出ているのかも、ちょっと我々としては分かんないもので、もうちょっと上のほうの部分かなとか、そこら辺のちょっと分かる範囲で結構ですから、時間帯の雨量とかで、例えば59ミリが3時間続くと危ないよとか、それも範囲はここからここまでですよとかいうの、これから出てくると思うんですよ。蟹江川の氾濫は、やっぱり蟹江川が氾濫しても、水量が少ないもので、越水したって、全部越水したって1メートルぐらいだなどと思っているんですよ。日光川の場合は、やっぱり水量が多いもので、そちらの越水とか、そして堤防破堤とかというのは怖いもので、ちょっとその辺も教えていただけませんかと思ひまして。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご要望のことについては、できる限りの範囲で資料をそろえさせていただきます、ご提示をさせていただきます。

○6番 戸谷裕治君

すみません、よろしく申し上げます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、186ページから197ページまでの質疑を受けます。

○4番 石原裕介君

4番 石原です。

商工費で191ページのプレミアム商品券なんですけれども、（令和2年度プレミアム商品券は）全世帯に配られて、ちょうど9月1日までに配っていただいて、今週の火曜日ですか、締切りが、第1回目の締切りが終わったと思うんですけれども、大体何世帯分か、パーセンテージというのは分かるんですか、プレミアム商品券の今、返ってきた……

（発言する声あり）

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

今年のプレミアム事業の回収というか、申込みですけれども、先週の日曜日の段階までのところは商工会のほうからお聞きをしております、郵便局と商工会のほうで売っていただいておりますということでございますけれども、月曜日の報告では、18%、20%弱の今申込みがありますよというところで聞いてございます。15日で一般の販売のほうは終わりますので、今2次のほうの受付を今週いっぱいまで受け付けておるというところでございまして、はがきのほうで申し込んでいただいている状況でございまして、そちらのほうにつきましては、まだ正確な数字は出てございません。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

すみません、関連で申し訳ございませんでした。18%ということであつたんですけれども、また明日で第2回が終わるんですかね。また、そのときにたくさん来ていけば、部数が超えていけばいいんですけれども、もし余った場合、また、第3回目というのは何か考えてみえるんですかね。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

今、本当に2次のほうの申込みがどれだけかちょっと分かりませんので、残れば第3回も考えないかなだろうなということは事務局のほうから聞いてございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

また分かれば教えていただいて、結構お客さんとかも皆さんどういふ感じで1回目もちょっと分からない方もたくさんみえたものですから、また、もし3回目が、もし残らなければ一番いいんですけれども、もし残った場合はどんなふうにやられるのか、また周知方法を教えてください。すいません、関連で申し訳ありません。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

197ページと実績報告書の76ページ、実績報告書のほうが詳しく書いてあるんですけれども、消費者行政管理費について、少しお伺いをいたします。

これ前々から、蟹江町は月1回で、なかなか相談がなかったんですけれども、ちょうど書いてあるとおりで、平成29年から海部4市2町1村で、7市町村で今共同で行っている事業なんですけれども、ちょっと確認させていただきたいのが、負担金について、蟹江町80万4,000円となっているんですけれども、これっていうのは、ちょっと人口割合なのか、どうだったか忘れてしまいましたので、再度確認したいのと。令和元年度の消費者センターへの相談件数が載っています。これ蟹江町だけの分なんですけれども、センターに電話と来訪で111件、巡回相談5件ということで、巡回相談は毎週やっているわけなんですけれども、5件というのがどうなのかと、センターへ電話して、巡回相談もやっていますので、そちらで

どうですかということも案内しているのか、その辺についてお願いをいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

消費の関係のことでご答弁をさせていただきます。

消費の決算額80万4,000円につきましては、均等割が40%でございまして、あと人口割が60%というところでの負担金となってございます。それで、蟹江町につきましては、80万4,000円の負担金となってございます。

あと、相談件数でございますが、巡回相談につきましては、蟹江町、週に1回やってございますが、そちら、蟹江町に来ていただいて、相談を受けられたというのが5件でございますが、ただ、海部消費生活センター海部事務所のほうでの相談がございまして、そちらのほうで電話での相談というのが蟹江町のほうで95件ございまして、あと来訪、津島海部事務所のほうへ行かれたのが16人ということでございますので、たまたま蟹江町のほうへ足を運んでいただいた方が少なかったんですよというような状況でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

80万4,000円については、その辺、具体的に、今40%と、均等割と人口割で確認取れたんですけども、センターに電話、今答弁あったように、蟹江町に電話があって、そちらに電話してくださいと、95件あったということで、実際でも、せっかく蟹江町、巡回相談来てくれて、そのときに、蟹江町民だったら、そのときに対応してもらうのが町民としてもいいのかなと思うんですけども、その点どうなんでしょうか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

ご相談の内容が蟹江町、どうしても役場のほうへ来ていただくとなりますと、顔なんかも見られますので、そういったところで、やはり海部事務所へ行かれたりとか、電話での相談が多いのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、196ページから219ページまでの質疑を受けます。

○6番 戸谷裕治君

すみません、6番 戸谷でございます。

209ページ、近鉄蟹江北側駅前周辺事業ということで、ご足労かけまして大変ありがとうございました。大変きれいになりました。

ですけども、ちょっと前にもお願いしていると思うんですけども、部長もよくご存じで、一般車が入っていくときに、一番奥の部分ですね、人が乗り降りされる部分が一番奥まで走ってきますと、突き当たりから右に曲がるときに、結構車がすったりされていますもの

で、以前にも申し上げましたけれども、何か目印になるようなものを、夜とか、光るものとか、何かつけていただけたら、ちょっと改良していただけないですか。車が手前に2台駐車するところがありますよね、一般車が停車しているところ。そっちに曲がれる場合はいいんだけれども、そこに2台止まっていますと、奥まで曲がっていくときに、結構狭いもので、急に。あの辺の改良とか少し考えていただけないかということで、前もお願いしていましたけれども。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

近鉄の蟹江駅北側の広場ということでご質問いただきました。

昨年度供用開始をさせていただきまして、現在、その状況など、今ちょっと把握しているような状況でございまして、議員のほうのご指摘がございましたとおり、デリネーターとか、反射鏡をつけてほしいという話も、ほかの方からも伺ってございますので、その辺はちょっと状況を見ながら対応を図っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○6番 戸谷裕治君

できましたら、供用開始からだいぶたちますもので、車をすられたりしている人が結構多いもので、早く対処をしてあげてほしいなと思います。お金がそうかからない対処だと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

205ページの中で、河川管理費ですね、河川清掃委託費の48万円というのと、もう一つ、215ページの真ん中からちょっと下ぐらいのところの借上料ですね、文学散歩道用地借り上げと、駐車場借り上げ、日光川ウォーターパークの借上料、これについて、ちょっとお伺いをするんですが、まず、河川の清掃のほうですけれども、48万円予算ついて、決算で48万円になっているんですけれども、河川の清掃だから草刈りだと思うんですけれども、昔は年3回やっていただけたと思うんですけども、今は年2回だということになっておるみたいですね。

それで、また変な話で、道から2メートルですか、2メートルは町が管理して、それで、野辺のところは県がやると、県が借りておるといふうに、何か変なふうになっておるわけですよ。ですから、それを何か一本にはできんのか、これ町道だから町の管理として2メートルやるという理解でいいのか。できることなら、県が一遍にやってくればよいと思うんですけれども、うちは蟹江新田の鹿島、うちのそばに蟹江川の堤防があるんですけれども、あそこ本当に最近歩かれる方が多いんですよ。それで、草なんかが生い茂ると、道を塞いでしまうわけですよ。そこを車も通れるものですから、時々車も来るんですけれども、歩いてみえる方が、車なら大きいで分かるんですけれども、自転車とかオートバイが来ると、草が道のほうまで入ってしまっておりまして、全然見えないですわ、相手から、対向の。で

すから、非常に危険なわけですね。時期的にも2回ないし3回やっていただくんですけども、時期的に本当に6月、7月に刈ったら、本当はその辺に刈っていただきたいんですけども、すぐ生えてしまうから、ずっと我慢して、これから秋口になると、1回刈りに来てくれると思うんですけども、その辺のところをもうちょっと、また元に戻して回数をちょっと増やしていただけないかな、何かあったら大変なことになると思いますよね。ですから、それ1つと。

今、もう一つの借り上げですね、借り上げですけども、これもずっと、何年も変わらんですわ、筆数が。特に、また自分のところ言って申し訳ないんで、佐屋川の文学散歩道ですね、あそこは33筆、これずっと残っておるわけです。借り上げ、借りておるわけですね。だから町が地主さんに払っておるわけです。何人の地主さんか知らんですけども。以前にも、僕、前にもこれ一遍、どうだか、借り上げできないのかという話もしたことあるんですけども、全然その気がないんですけども、これ借り上げにしておいたほうがいいのか、買い取ってしまったほうがいいのか、どういうつもりでずっと借り上げにしておるのか。あそこも本当に歩く人が多くて、それで、また桜の木ですよ。桜並木がずっと、あの佐屋川沿いにありまして、根を張って道のほうに来ておるわけですよ。結構でこぼこになって、歩いている人も危ないんですね。そういう関係があるもんですから、これも借りておるから町も触れんのかな、本格的に整備がでんのかなどとも思って。だったら、思い切って、ちょっとお金はかかるかも知れんですけども、借り上げていただいて、きちっと整備していただくと、やっぱりせつかく健康増進のために一生懸命歩いてみえる方、あそこで転んでけがをしたということだと申し訳ないもんですから、この2点についてお願いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、まず堤防の草刈りの件についてお答えをさせていただきます。

こちらは町道になっておりまして、町道認定されているところの1メートルまでを草刈りを町が管理するということになっております。こちらは県との約束事でそういった形で行っておりますが、確かに、今、年2回ということで、草刈りのほうをさせていただいています。県に関しますと2回ということなんですが、年々回数も減っているような傾向にもありますので、また、こちらも、回数に関しましても県との協議もしながら検討をしてみたいという形でさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、文学散歩道の借り上げについてというご質問についてご回答をさせていただきます。

こちらにつきましては、ここずっと33筆借り上げをしておるというような状況で、以前、平成11年から15年頃にかけては、何筆か買い上げをさせていただいておるような状況でした。

それで、ずっと借り上げをしているのもやはりいかなものかということがございまして、現在、所有者の方に、もし町のほうで買い取らせていただけたらということ、少し今お話を進めさせていただいているところでございます。一部の方からは、いいよというようなご返事もいただいておりますので、今後、買い取りを進めていけたらと思っております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

まず、最初のほうですけれども、1メートルでしたか、僕2メートルだと聞いていたら1メートル、1メートルぐらい町がやったって、本当に変わらんですわ。だったら県がまとめてやってもらえば、1メートルやるにしたって、5メートルやるにしたって、人夫は、お金は変わらんですよ。だったら、やっぱり県に話してもらって、県にやってもらいように、どうか、それか町がもうちょっと県から補助金もらって、町が全部やるとか、そんな1メートルが町だ、あと残りは県だなんて、そんなおかしいな取り決めはやっぱり変えたほうがいいですよと思います。だから検討してください。

それから、今、文学散歩道だけれども、積極的にはやらないと、このままの状況でやっていくということだけれども、じゃ根が張ってでこぼこになってしまうというのはどうしてくれるのかね、あれ勝手に、借りておるやつを勝手に町が直してもいいのかね、逆に直す義務があるのか。持っている人が、その土地の所有者が直すのが普通じゃないですか。ということになると、やっぱり町も手が出しにくくなって、いつまでもああいう状況が残るんじゃないですか。

僕、前にその話もしたことあると思うんですけども、持ち主にやらせないかんですよ、だったら。持ち主が、地主さんが管理してくれなければいかんですよ。本当に結構あるですよ、山なりになってしまったところが。根がぐっと盛り上げてきてしまっって、桜並木のところ。あそこまでは来ておらんのかな、地主は関係ないのかな、川の中なのかな、僕もその辺の兼ね合いがちょっとはつきり分からんもんですから、今お話しさせてもらっているんですけども、そこまで地主さん関係ないと言われれば、町がきちっとやったってもらわないといかんし、そういう関係で町は手が出せんのかなとも思っているんで、ちょっと質問させてもらっているんですけども、どうですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

桜並木の、要はわだちですね、その部分についてご答弁させていただきます。

以前も黒川議員から同様な話を伺いまして、舗装の部分については町の管理でございまして、町のほうで修繕はしてございます。ですので、今借地で借りている部分は、あくまでも桜が植わっている川沿いでございますので、道路上の支障については町のほうで修繕を図ることになりますので、また現場を確認させていただいて、早急に対応するようところがございましたら対応させていただきます。

以上であります。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

ここで、民生部長、産業建設部長、政策推進室次長兼ふるさと振興課長、上下水道部次長兼水道課長、まちづくり推進課長、下水道課長、土木農政課長の退席と消防長、消防次長兼総務課長、消防署長、給食センター所長、生涯学習課長、総務課長の入場を許可いたします。暫時休憩いたします。

再開は午後1時からであります。

(午前11時57分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 安藤洋一君

続いて、8款消防費、218ページから233ページまでの質疑を受けます。

○6番 戸谷裕治君

まず全般のことなんですけれども、救急車の出動回数と、ちょっと教えていただきながら、昨年度かな、救急車がエンストしたことあるよね。たしか止まっていたことがね。それで、救急車2台ですね。ですから、例えばエンストしたとき、たまたまその救急車が空いていたからよかったものの、それじゃなかったらどういう措置をしていくのかなど。どういう、海南病院に向かう車だったんだけど、ちょうど横を通りがかったもので。それで、友達が乗っていたもので、1時間近くそこにいたということだったから、ああいうことはいかんがね。そこら辺のちょっと教えてください。

○消防長 山田 靖君

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、昨年中の救急出動につきましては、昨年中ですので、1,761件……

(発言する声あり)

年度。元年度でございますけれども、年度で1,761件でございます。それで、実際に救急車がちょっとエンジン不調で止まってしまったということもございました。そのときは、あります予備の車両で対応して、現場へ着きまして、蟹江町内でしたので、患者さんがたまたまそのとき乗ってみえたので、乗り換えいただいて海南病院のほうへ向かったということがございました。

あと、この車自体も駄目だったらどうするということになりますと、結構、今割と重なることもよくございまして、そうなりますとよその一番近くにいる救急車、海部の管内の救急車で一番現場へ直近の救急車が出動していただくというふうな形を取っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

分かりました。それでは、直近の近くに救急車があった場合、そうじゃない場合は例えば蟹江にある何か別の車に乗せて運搬するとかかなり、それは考えられないということで、救急車で対応するということだ。だけれども、整備不足じゃなしに、やっぱり救急車も劣化していった古くなってきてどうしてもというときはやっぱりね、議会にかけて、町長のほうから出していただいて、命に関わることは、やっぱり危険なことは言えないもので、新しい車に替えるとか、予算の都合もあるかもしれんけれども。そして、救急車があまり1か所に止まっているとみっともないしね、患者が乗ったまま。注意していただきたい。よろしくお願いします。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

先ほど、今のところですけども、実績報告書の84ページ、今の救急の関係ですけども、ここに原因別救急の出動内容というところで、今急病のところが出動回数が1,267で、搬送人員というのが1,205名という、この差というのは結局今よく言われるけれども、タクシー代わりに使うような、救急を要していない方がおったということでこの搬送人員が出動回数より少ないという意味で取らせていただいているのかということと、もう一つは、その下の一般予防事務というところの空き家管理指導件数ですけども、これ2件となっておるわけですが、空き家ということになりますと町内って結構あると思うんですが、この指導件数2件というのはどういう意味の2件なのかお伺いする。

もう一つ、その隣の枯れ草処理指導件数244件ございます。これは、民間の土地等を調べていただいて、244件の方に指導のあれを出しておる件数だと思うんですが、これに対してきちんと指導を守っていただけておる件数はどれほどなのか、この3点についてお伺いいたします。

○消防長 山田 靖君

それでは、まず急病の件につきましてですけども、1,267件のうちの1,205件というのはおっしゃいましたとおり、現場で搬送を拒否されたですとか、搬送の必要がなかったということで、出場件数と比較して搬送人員のほうが減っているというところでございます。

次に、空き家管理の件数2件ということでございますけれども、空き家の管理につきましては、現在まちづくり推進課が空き家全般を把握しておられるため、29年度からの空き家管理指導につきましては火災予防上指導が必要な空き家だけにご連絡を差し上げているというところで2件ということでございます。

あと、もう一点ですけども、枯れ草の処理件数、指導件数が244件ございます。これま



れば2月の中旬に管理者の方へご連絡差し上げて処理をしていただいております。令和元年度の実績といたしましては、244件中刈り取りをしていただいたのが166件でございます。率にして68%の処理率でございました。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

ありがとうございます。救急の今の関係ですけれども、そうすると大体これ5%ぐらいが必要がなかったということになると思いますね。この5%というのがどうなのかな。多いのかな、少ないのかちょっと僕よく分からないんですけども、テレビなんかでもね、結構タクシー代わりに救急を使っているということで問題になっておるわけですね。この5%という数字が、私はちょっとこれが多いのか、少ないのか。5%ぐらいだと許容の範囲というか、どういう言葉を使えばいいのかな。許されるところじゃないのかなということも思うんですけども、だから蟹江町だけはきちっと守っていただけておるのかな。よその市町村に比べて数字が分かるようでしたら教えていただきたいということと、枯れ草ですね。これ68%、7割ぐらいは改善をしていただけておるということですので、あと3割の方は多分いつも同じ方だと思えますよ、これ多分ね。ですから、その辺のことはきちっとは指導していただいて、もし何かあったらね、困るものですから、その辺はあと3割の方に対してもしつこくといいますか、定期的に指導するようにお願いをしたいと思います。

まず、救急の5%に対してどういうことかお願いいたします。

○消防長 山田 靖君

5%ほどが不搬送になっているということなんですけれども、これにつきましてはそのときによって若干違いはあると思うんですけども、症状が救急を要請されたけれども、私乗らないとかという方も現場でございますし、もう既にちょっとお亡くなりになって搬送しないという場合もございます。救急車も軽症とか自分でできるようなことで適正利用ということはいろいろと皆さんにはお願いをしておるんですけども、この件数の差については、こちらとしてはそれなりの対応でやっておりますので、多い、少ないということは判断しかねますので、申し訳ございません。

(発言する声あり)

それほど差はないとは思いますが、全国的には。

○議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、232ページから299ページまでの質疑を受けます。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田です。

2項目あるんですけども、まず実績報告書の102ページ、給食残菜処理事業ですけれど

も、残飯処理で40万6,552円入っているんですけども、この残飯の処理というのは、この下のところの効果のところを書いてあると、調理に伴い発生したというのになりますので、これというのはセンターで出た残飯になるのでしょうか。例えば、小学校や中学校の給食で皆さん食べ残された部分もここに入っているのか、入っていないんだったら、その処理にかかった費用はどこに載っているのか教えていただきたいのが1点目。

2点目として、実績報告書の94ページ、ちょっと戻りますけれども、生涯学習推進事業のところのスマホの使い方マナー講座なんですけれども、これは対象者はどのような方を対象にしていたのかというのと、内容ですね。どのようなことをやられたのか、3回とあるんですけども、同じ方が来て3回項目が分かれていくのか、毎回違う形でその基礎的なことをやったのかとか、そのあたりを教えてください。

○給食センター所長 寺本章人君

では、飯田議員のご質問にお答えさせていただきます。

給食残菜処理事業のほうの残飯処理でございますが、こちらはセンターのほうから出た処分する残飯部分と、それから小学校、中学校、それから保育所の幼児部分における給食の食べ残し部分、そちらも含まれております。

以上でございます。

○生涯学習課長 松井督人君

では、飯田議員のご質問に回答させていただきます。

昨年度開催をいたしましたスマホの使い方マナー講座でございます。こちらは、スマホをまだ使い慣れてみえない方のための教室という形で、18歳以上の方を対象に開催をさせていただきました。20名募集のところ23名でございます。やり方としましては、3回、ご自身のスマホを持ってきていただいて、スマホの使い方、あとマナー、そういった初歩の段階の部分を同じ方が3回受講していただいたという形になっております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

まず、この生涯学習推進事業のところなんですけれども、多分前回の決算だったか予算だったかのところでも僕話をしているんですけども、このスマホ教室の入っている上の美しいボールペン字教室ですとか隣の親父の料理教室とか、こういうものをそもそも役所がやる必要ないんじゃないかなとずっと思っているんです。別にボールペン教室とかだって習字教室行けば教えてくれるわけですし、民間がやっているわけですから、料理教室とか。要らないと思うんですね、役所がこういうことをやること自体。下のスマホ教室に関しては、一般質問でもさせていただいたとおり、本当にコロナでデジタル化進んでいますので、民間とかでは足りないと思うんですね。なので、こういうものはやっぱり役所積極的にやっていただいて、キャッシュレス決済も役所は対応し始めているわけですから、本当にアカウントつ

て何というレベルから、最近も口座の不正の取引というのもニュースでずっと今やっていますので、そういう不安もありますので、やはりそうしたところのきちんとした使い方をなかなかこういうもの、スマホとか使えない方にしっかり教えてもらうように、このあたりを逆に力入れてやっていってほしいなというふうに思います。

ちなみに、95ページにある若者世代への映えする写真教室みたいなやつも、これ自体は別にやる必要はないと思うんですけども、ただこれ自体は若者の交流を図るのが多分本当の目的だと思いますので、効果のところを見ると開催の有無を含めた新たな事業を検討するとあるので、逆にこういうものこそやっていただいて若者交流を図ってもらったほうが絶対いいと思うものですから、何かちょっとやる、役所がやらなければいけないところというのをやはりもうちょっときちんと選んでやっていただきたいなというふうに思います。

あと残飯処理のところなんですけれども、結構中学校とかすごい食べ残しがあるって、食べ残しというか、手をつけていないと。それをそのまま廃棄されるというのをよく聞くんですけども、実は私も中学校の頃牛乳があまり得意じゃないので人に飲んでもらっていたので、多分そういうようなことがあるんだろうなと思うんです。多分、やっぱり教育としてどこまで強制させるのかという問題があると思うんですけども、やはり全く手もつけずに残しちゃうというのは環境的にもよくないと思いますし、そこのあたりのどこまで食べさせるのか、もし本当に食べたくないのであれば食べられるような工夫をするべきだと思うんですけども、そのあたり、教育長どのようにお考えですか。

○教育長 石垣武雄君

じゃ、お答えをします。

まず、残菜の関係であります、それは今先ほど担当課長申し上げたとおりですが、子供たちが給食をね、以前は放課もなしで、これはもう本当に昔の話ですが、食べれない子が放課なしで食べていたということから、先ほど言われましたように、強制はできないと。最近はその子の食べる分量もあります。好き嫌いもありますけれども、量のある程度自分で言って、多い、少ないとか、そういう付け分けはしているというふうに思います。ただ、全く手をつけないというのはね、これよろしくありません。やはり学校給食ということで、もちろんコミュニケーションを図ると同時に、そういうようなカロリーがある内容でありますので、それは工夫して担任の先生がそういう指導をしていく、あるいは親さんと話合いをしていくことですね。

もう一つは、以前あったんですが、先ほど牛乳の話が出たんですけども、これは中学生だったかな。私、牛乳飲まないよって。そうすると、その周りの女の子たちが、私も飲まないわって。それいかなだろうということで、いつかあったんです、そういうことが。今はそういうようなことで、要は周りの雰囲気で大いに変わるということ。

それから、もう一つ小学校の例を挙げますと、担任の先生がおいしい、おいしいと食べる

と、子供たちもおいしい、おいしいと、そこは意外と残菜少ないの。先生があんまりと思っていると意外と残っている、そんなこともありました。ですので、これは子供たちばかりじゃなくて、学校の先生方の意識もそういうように持っていかなあかんということと、ある一定の時間で放課になったら、やっぱり放課は放課にしにやいけません。ですので、ある程度事前にどういうものが食べられるか、食べられないか。それから、時間が来たら頑張ったということで、それを残菜、もったいないですが。そういうような形の今指導に変わっていますので、今、先ほどお答えになったかどうか分かりませんが、給食についてはそんな形で今指導しているということで、残菜が出る場合も若干、もちろん給食の献立にもよりますけれどもね、皆さん知っているように、カレーとかいろいろなものだったら本当に足らん、足らんとなるぐらいですけれども。それが1点目と、それから、生涯のほうのスマホの件も含めまして、もう一つ、役所がやることじゃないんじゃないというようなことも言われましたので、また考えてみたいと思うんですけれども、もちろん民間がやっているから、じゃ役所一切なくていいのかということもあります。先ほどスマホも初心者ということで、なかなかそういうような初心者が行きづらいこともあるだろうし、だからいろいろな面で生涯学習の講座として町民に対して開設していく。ただ、今議員が言われたように、今の時代に合ったことも含めながら今後考えていくことは必要だろうというふうに思っております。

以上です。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

教育全般について教育長にお伺いします。昨年まで須西小学校と北中ですか、2学期制ですか、それをずっと10年ぐらい続けてこられたと思うんですが、そういう形で続けてきたにも関わらずやめられてもう普通の3学期制に戻されたと、今年度からね。ということだと思いますけれども、我々全くやったことに対しての検証で、なぜこう変えられたのか、戻されたのか、そういう検証を聞いておらんですよね。だから、今教育長分かる範囲で結構ですけども、なぜまた元に戻したのか。始めたときは、結局全部蟹江小学校と中学校全部が2学期制にしてもいいような流れで始められたんじゃないのかな。僕分かりませんよ。試験的に須西小学校と北中を始められたと思うんですけれども、結局それがやっぱりやめたと元に戻された、その理由、それをお聞かせください。

○教育長 石垣武雄君

昨年度の末でありましたか、保護者の方にそういう、元の3学期制というよりも2期制と3学期制を合わせた方向で新しく2年度からいきますよというような通知文というか、お話もしてもらって進んでいるわけですが、議員の皆さんにもそういう点をお知らせしたということでもありますけれども、元の3学期制じゃないんです。というのは、見た感じは1学期、2学期、3学期とあります。つまり、北中と須西が取り組んできたのは2期制ですので、前

半と後半ですね。前半の終わりが10月ぐらいでした。そこで成績つけるんです。そして、あと3月につけます。3学期制だとご承知のように、1学期の終わりが7月、それで12月、3月に成績をつけました。いろいろな面で学校の校長先生とお話をして、やはり試験的には私はやったと。10何年前の話ですが、あった。試行という形で進めてきて、そこで校長先生方にお話をお聞きすると、やっぱり2期制にも問題というのは何かいと成績の問題があったんですね。3学期制ですと今度は短くて、もちろん夏の場合の大会、今ないんですけれども、そういうことがあったと。1学期が慌ただしいと。いろいろなことで、1学期、2学期の区切りは3学期制でいきますが、成績については、でも前半の2期制の10月ぐらいにしようよと、2回。そういうことに進んだときに、校長先生のお話の中で、いや、それは今進路とかいろいろなことがあるから、やっぱり主要教科は1学期の終わり、2学期の終わり、3学期というふうにしましょうということで、ですから、元の3学期制ではなくて、3学期制というような区切りをつけながら、中のそういう成績等については高等学校の進学も含めまして、特に中学校も北中もそんな形でやってきたということで合わせて、前から黒川議員このことを言われていますけれども、同じ小さな学校で、2校のところですね、そういう違いどうだろうということで、これも時間かけて学校の校長先生ともお話をきてきてそういう辺りのところで落ち着いたということで、何が悪い、何がいいというのはなかなか難しいんですけれども、そんな形でご理解をいただけたらというふうに思います。

#### ○8番 黒川勝好君

今教育長言われたとおり、何がよくて何が悪かったか、それは今のお話でも分かりません。試行錯誤でやってみたけれども、やっぱりあまり効果が上がらなかったんじゃないかなというのが僕の感じ取ったところだと思うんですけれども、親御さんたちですよ、一番言われるというか、あれされるのはね。ですから、親御さんたちにもきちっと分かるような説明をもうちょっと細かくしていただけたらよかったかなというふうに思います。

それで、これとまた違う話ですけども、またこれも前言ったことで恐縮なんですけど、中学校の書道教育の話ですけども、小学校は週1回ずつきちんと3年生から普通の書道があるわけ、時間でね。中学校は、取りあえず書道はあるんですけども、授業時間を取っていただけじゃないわけですか。それにも関わらず、本はとるわけですね。書道という本を取っておるわけだ。だけれども、1回も開かずに毎年これ終わっておるわけですか。今子供たち、中学校の子供たちが何をやるかという、書道は年間2時間か3時間ですよ。それは何をやるかという、書写コンクールって大体この時期に書かせるんですよ。それも、普通のコピーで手本を渡すわけですから、その今使っている教材は全然使わないわけですか。1回も開かないわけですよ。それで、1時間、2時間だよ、3時間は取らないと思うね、中学校で。1時間か2時間ですよ。それで終わるわけですね。だったら本なんて買う必要ないじゃない、取る必要ないじゃないですか。あれだって、それは個人負担はないですよ、教科書は義務教育

ですから。だから、その辺がね、ずっと変わっていない。これおかしいなと思うよね。使わんものなら買う必要ない。取る必要ないですからね。

それから、もう一つ、小学校の習字のほうですけれども、今これ小学校もタブレットが皆さん全員1年から6年生までそろってくると思うんですね。それで、教科書は全てなくなりませんよ。でも、だんだん少なくなってくると、だんだん軽くなってくると思うんですね。それだけども、まだ書道、習字はあるものですから、小学校ね。そうすると、1週間に1回重たいかばんを持っていくわけですよ。ですから、これも前言ったことですけれども、学校にそれなりの、だから筆とか紙とか墨とかね、それは個人で持ってこさせれば、そのぐらいだったら普通のかばんに入るだろう。全部ワンセットを持っていかせるのは大変負担になるんですよ、子供たちには。だんだん今こうやって負担を軽くしよう、軽くしようという流れになっておる中で、今でもまだこういうやり方をするというのは、だんだんやっぱり変わってきておるものですからね。学校に備え付けのすずりと下敷きと文鎮と、それだけそろえていただければ、あとは筆と紙は自分たちで、墨は自分たちで持ってこれます。墨も学校で用意させてもいいですけれども、持ってこいというふうにすれば、大分負担は軽くなると思うんですね。ですから、その辺のところ、書道についてお願いいたします。

#### ○教育長 石垣武雄君

今、これも以前黒川議員からお話を伺って、今またお話を聞いて、自分自身がしっかり学校のほうに伝え切れていなかったなというふうに思います。というのは、やっぱり1回も開かないのはよくないんです。それから、もちろん今のこの今年になってはね、ひょっとするとそういう辺りはあるかもしれませんが。今のこのコロナ禍のところでは、教育課程の精選とかいうようなこともお願いしておるものですからある面はと思いますけれども、それ以前の去年、おとしそういうようなことがあったということはちょっと残念に思っております。私がしっかりもっと現場をとということがあります。

というのは、以前お聞きしたときに、校長先生にお話ししたんです。やはりそういうようなことがありますよと。小学校言われたように週1回、これ1年生は書き方だと思うんですけれども、3年生以上が。そして、中学校もあります。もちろん、今言われたように習字道具もあります。ああいうコンクールとか何かもちろんそれもね、ひとつやるかもしれませんが、そういうのを中心として。でも、やはりそういうお手本が全然開かずに終わっちゃうというのはよくないということでお話をし、何とか時間を取っていただくような形を取りました。それが、私もそのまま校長先生が、あるいは教務主任にお話をしながら、特に国語の先生にお話ししているということは思っていたわけですが、もしそうであればやはりそちらのほうを考えていかなあかんよということでもあります。

何一つ学校でやるのがやらなくてもいいということはありません。それはもちろん、学習指導要領もそうですけれども、それをいかに学校がいろいろな状況も踏まえながら、アレ

ンジをしながらでもやらないけないというふうに思いますし、小学校においてもこれから確かにタブレットが出てきますが、タブレットはタブレットで、タブレットの使い方で考えるとか、全てそれで僕は授業がそうやって終わり。もちろんオンラインもあるか分かりませんが、そういうことです。ですので、やはり今までのところ、昔に言われている読み書き、そろばんは私は基本だと、いつの時代にいつても。そんなことを思いますので、やはり習字、書き方、これについても小学校はそれなりにやっぱりやっぱりやっぺらあかんと。もし、事実そういうふうに関わらずに終わっているんでしたら、再度またちょっと学校の校長先生にもお話をしていきたい。そして、意識をつけて、実際それがお話だけじゃなくて、実際に担任先生がやっていただくように話しかけていきたいと思います。

それから、最後にお話があった重たい道具ですのでそれをとということではありますが、せっかく習字セットというものがありますし、最近は何、一昨年ぐらいかな、熱中症の関係もありまして、そして登下校をできるだけ身を軽くしようよということがありまして、置き勉ということが。置き勉というのはちょっとね、あれですが、学校にそういういろいろな道具を置いていく。どんなものが置けるだろうかということでも学校にやっていただきました。ですから、習字道具とか絵の具とか楽器持ってきてね、そして置いていくという。ロッカーもありますし、そういうようなところを工夫していただきながら、何が置いて何が、これは例えば教科書でもそうです。宿題で出すことがないか、本当に国語とかね、算数だったら、例えば今回図工は持ってきたけれども、そのまま置いていってもいいわと、教科書を。そんなようなことを校長先生の判断の下、行っていただくようにお話をしているところでありますが、さらにその後についても触れていきたいと思いますし、今もちろん議員さん、黒川議員が言われた全てを用意したってということもちょっと一遍考えさせていただくということでもよろしくをお願いします。

○8番 黒川勝好君

ご丁寧な答弁ありがとうございました。そうですね。置いておけばいいんですよ、道具をね。置いていけばいいんですけども、それは絵を習いに行くとする子もおれば習字習いに行く子もおる。すると、やっぱり持って帰らなければね。だから、それは置いていって、今の話では本まで置いていってもいいんですか、今は。僕ら高校のときは、小学校、中学校はまじめだったからきちっとかばん持ってあれしていたけれども、高校のときはね、なるともう本を学校に教室に置いていったのはよくあったですけども、今小学校でも一部は置いていってもいいということで、だんだん時代が変わってきているからそうかもしれませんけれども。

本当に書道の道具はね、だいぶ軽くなりましたよ、昔に比べてね。すずりなんて今の子知らんですよ。すずりが石で、今のすずりはプラスチックなんですよ。ですから、書道のセットの中に入っている墨をまず分かりますからね、これ何で使うの。するやつが。す

ったって、今プラスチックですから、すったって濃くなりません。だから、まずそういうことすら今の子は知らせんですわ。それは別の話として、道具をできたら、そんな高いものじゃないものですから、今本当にすずりなんてプラスチックですからね、1つ200円、300円で買えるわけですよ。今プラスチックですよ。石のすずりなんて重たくて持っていきません、誰も。ですから、各教室に、今どれだけの人数になるか分からんですけれども、それを回し回して使えばそんなにお金もかからないと思うものですからね、できることならそういう流れで持って行っていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

すずりがプラスチックだとは。すいません、余談です。

289ページの実績報告資料の100ページにあるんですけれども、給食費についてお尋ねをしていきます。先ほど飯田議員のほうからもありましたが、本来の給食費、実績報告の中でもありますように、1食当たり町長もよく言う30円公費負担していますということで、確かに保護者負担の軽減、小学校が260円のところ230円、中学校が300円のところ270円、これの30円保護者負担を軽減しているということで、大変助かっていることは分かるんですけれども、じゃ実際にこの賄材料に充てるんだと思うんですけれども、歳入でも保護者負担分として、保護者負担分と教員の負担分で歳入であるんですけれども、そこから町としてこの給食費の補助にどう公費負担しているのか、その辺の仕組みがよく分からないんですよ。その辺について分かりましたら、どういう仕組みなのかお願いいたします。

○給食センター所長 寺本章人君

ただいまの板倉議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、予算の組み方というところでお話をさせていただきますが、給食費については全額給食を食べる賄材料ですね。賄材料というのは、まず一般会計のほうの歳出のほうで全額を組んでおります。これは、小学生の児童、それから中学生の生徒、それから教職員の分をそちらのほうで組んでおります。歳入のところでは保護者負担金、それから教職員負担金という形で組ませていただいております。こちらの金額のほうがこの賄材料費、直接に予算上では見づらい形にはなっていますが、9款の給食費の学校給食管理費のほうにその他の財源という形で充当させていただいております。実際に決算上の話をさせていただきますと、実績報告書のほうを見ていただきますと、ページとしては101ページになりますが、給食賄材料費と学校給食保護者負担金及び職員等給食費負担金の差分を取っていただいたところ、金額でいいますと令和元年度ですと1,536万3,298円といったところが保護者負担の30円を含んでいる公費負担になる部分というふうに見ていただけますとありがたいというふうに思います。



以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。分かったようで分からない仕組みなんだけれども、実績報告書で給食費の賄材料費のトータルと学校給食費の保護者負担と職員等の給食費負担分のその差額が公費負担となっているということで捉えればいいんですね。それが1,500万円ありますよということで、それがちょうど300円に相当するの。ちょっとその辺がよく、保護者から300円引いて取っているのは分かるんですよ、それは保護者負担分としてね、その辺の仕組みがね、もうちょっと分かるようにお願いします。

○給食センター所長 寺本章人君

再度お答えをさせていただきます。

まず、この公費負担と言われる給食費の公費負担分でございますが、先ほど議員のおっしゃられたとおり、1食当たり30円というものと、それに付随しまして保存食というものが各学校で取っております。それは、給食提供時に何事か、例えば食中毒等が出た場合に、作ったものが本当に大丈夫だったのかどうかというのを検証するために取る部分が、各学校のほうと、あと給食センターのほうで残すようにしております。その部分を含んだ金額になりますので、今この数字の差分というのを、今30円の保護者負担金と、それから保存食分、あと昨年度はほぼなかったのですが、例えばこれインフルエンザの欠食等で急きょ給食のほうを止めることが間に合わなかった部分についても公費負担というふうにしております。その部分がこの約1,500万円強の中に入っているというような形になります。ですので、これこれを今取り出して実際にいくらですよというのをお示しすることはできませんが、この中にいわゆる公費負担の30円部分が含まれているというふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

さっきよりはだいぶ。結局は、30円分の中には町の公費負担分として補助費、保存分、そういうもろもろも含んで最初から引いているよと。最初からじゃないね。保存分も含めて賄材料費として行っているということでいいんですね。そうなってくると例えば、そんなに人数がいるわけじゃないと思うんですけども、実績報告書についていたかな、こっちな。何らかの理由で給食費を納められないとか、そんな方が世帯いると思うんですよ。そうなってくると、その方たちにも最初から公費負担の分を当てちゃっているということになると思うんですよ。その点が、実際にじゃ滞納とたしか書いてあったけれども、その分も後から過年度分として徴収していくという形を取るんだろうけれども、最初からそういう分も見越して、本当にそれが公費負担としていいのかどうかって、結局は一般会計の中で、教育課の中で予算、決算組んでいるから、そこまで詳しく要らない決算だよと。どれがいくらでやって

いるわけじゃないということなんだと思うんだけど、その点について、給食費の未納分の取り扱いの考えをお願いいたします。

○給食センター所長 寺本章人君

先ほどの質問にお答えさせていただきます。

まず、最初にお答えをさせていただいたときに、予算の組み方ということで、歳出と歳入のそれぞれに組んでありますということでお答えをさせていただきました。給食費の賄材料、今保護者からの徴収をするという面でお話をさせていただきますと、歳出のほうではこの30円の補助をプラスした小学生でいうと260円、中学生でいうと300円1食当たりというふうに組まさせていただいております。歳入の部分でございますが、歳入の部分は逆に小学生については230円で、中学生については270円というふうに計上させていただいております。実際に、未納になった場合、保護者から過年度において徴収する分というのが230円と270円という形になっております。私ども蟹江町については、以前議員からご質問をいただいたときにもお答えをさせていただきましたが、給食費の未納者に対して給食を提供しないということをしておりません。給食を提供する以上、1食当たり30円の公費の負担というのはあくまでも支払うというような形で予算のほうを組んでおります。ですので、過年度について、その30円分というのは差し引いた実際の負担額の1食当たり小学生でいうと230円、中学生でいうと270円という徴収の仕方をしております。未納者に対しても今現在、こちらの実績報告書に書かせてもいただきましたが、令和元年分の現年度分の収入未済額が19万7,360円となっております。ここ近年におきまして、かなり現年度における収入未済額のほうも減少しつつございます。今後とも給食センター及びこちらのほうも学校のほうと手を取り合って未納額が減るような取り組みをさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、298ページから301ページの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で認定第1号「令和元年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

ここで消防長、消防次長兼総務課長、消防署長、給食センター所長、生涯学習課長の退席と、民生部長、産業建設部長、民生部次長兼健康推進課長、上下水道部次長兼水道課長、保

除医療課長、介護支援課長、下水道課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午後1時45分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時51分)

○議長 安藤洋一君

日程第2 認定第2号「令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、306ページから334ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

基本的な国保の考え方についてちょっとお伺いをしていきたいんですけども、今年度決算でも331ページにあるように、国民健康保険支払準備金積立金が4,000万2,000円あります。2,000円は頭出しの2,000万円だと思うんですけども、この4,000万円について、今回決算で積み立てしました。トータル的に基金として、じゃ基金が2億8,000万円ぐらいあるんですよ。本来この基金の目的は何のための目的なのか改めて聞いていこうと思うんですけども、実際に県単位化になって2年がたち、今年度保険料の見直し等も行われたんですけども、この中で保険給付費にしても医療費分については全く県単位化になって心配なくなったはずなんですよ。今まで医療が莫大に増えたときに、そのための準備のためとかいろいろ当初は聞いていたんですけども、この県単位化になってそれがなくなったことで、本来の基金の目的、今でも基金の目的は医療費の準備のためということなのか、その点についてまず最初に伺いたいと思います。

○保険医療課長 不破生美君

それでは、ご質問のございました基金についてをお答えさせていただきたいと思います。

確かに、平成30年度に国保の財政運営のほうが県単位化になりましたことによりまして、医療費に対する心配というのがほぼなくなったような状態でございます。ただし、ではなぜ基金をそのまま残して今年度も積み立てるかという形になるんですけども、やはり基金、医療費の心配がなくなった代わりに、その代わりに県のほうへ納付金という形で支払いをさせていただくことになるんですけども、大体この3年間で蟹江町としての納付金は大体10億円ぐらいを行ったり来たりという形になるんですけども、それが支払えているうちはいいいんですけども、何かがあったときに、例えば今回のように新型コロナウイルスの関係があ

りまして、恐らく来年度の予定では税収がそこまで伸びないのではないかとちょっと危惧しておるところがあるんですけれども、そういったときなどにも皆様からの頂く保険税というのが、税率をその場で上げるわけにもいきませんので、そうなった場合に、不足した場合にはやはり基金で対応していかななくてはいけないことが将来的にも、今回ばかりでなくこれからもずっと不安がありますので、一定の金額の基金というのは保有しておきたいというのが考えで基金のほうをやらせていただいております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今答弁もらったように、医療費の問題は本当になくなったんだよね。そういうことで、基金、今後今言ったとおり10億円の県の納付が前後してあるわけなんですけれども、じゃ実際に基金をそういうために何らかの税収が削減される予想、最初の総括でも話したように、町税自体も減収、じゃ国保自体、所得に応じたということで来年減る可能性も確かにあります。何らかで今国保の減免も来年3月31日まで、今年度分に対しては減免制度もあるんですけれども、そんな中で納付金自体は、じゃ税収が下がったから納付金はそのままでよとなるのか、じゃ蟹江町だけじゃなくて、多分どこの自治体も蟹江町だけに限らないで税収下がっちゃいますよね。そんな中で、県はもうそんな見込みがない、税収減っても知らんよということで、納付金を本当に10億円前後また徴収してくるのか、納付しなければいけないのか、その辺がいささかちょっと分からない状況があります。そういうことで、県単位化が本当の目的で実際地方自治体をいじめる形になっちゃいますので、その辺について補足等があったらお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ただいまご質問がありました納付金ですけれども、現在のところ、来年度の納付金のスケジュール的なもので申し上げますと、11月の中頃に仮算定の納付金の額が示されますので、それを見てこちらのほうとしては来年度どうするかということを考えさせていただくんですけれども、今のところじゃこの町全体の収入が減ったからといって納付金下がってくるというようなお話は現在は聞いておりませんし、何らかの補てんがあるというようなお話も聞いておりませんので、ちょっと何とも言えないというのが今の状況でございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そこまでやっぱり県としたってそれぞれの自治体税収が下がった中でそれだけ払えとなかなか言わない状況だと思っておりますので、仮算定確かに毎年11月半ばに来て、本算定が年明けにも大体2月ぐらいに決まってくると思います。納付金が、一時期納付金下がったで保険料を上げんでもいいなんていうことも言ったこともあるんですけれども、それでしっかり注視しながらやっていただきたいと思います。

もう一つ、またちょっと違うことなんですけれども、退職した人の今まで国民年金じゃなくて協会けんぽとか、そっちの保険に入っていた人が国民健康保険になって急激な国保の財政運営を抑えるために退職医療費制度があったんですよ。これ実際に平成27年度に終わって、なぜかという、多分これによって、今回決算で調定額が昨年と比べると大幅に減っていることがあります。それについて、これで正しいのかお願いをして終わりたいと思います。

○保険医療課長 不破生美君

退職医療費制度のほうですけれども、確かに平成27年度で終了しておるところでございます。ただし、その時点で対象となっていた方については、引き続き退職医療費制度ということで資格を持ったままやってきておまして、この5年間で、蟹江町といたしましても令和2年度の2月で終了しておりますけれども、実際その方から令和元年度の決算上はその方の保険税の収入があり、またそれから歳出のほうとしては医療費の負担がその方の分であったという形になるんですけれども、これについても来年度以降なくなるかというそういうわけではなくて、例えば月遅れだとか年遅れで医療費の請求があったりなどした場合には歳出自体もそのまま残ってきますし、保険税も何かの都合で対象者の方が所得更正などを対象年度のところでやってきた遡って所得更正などをした場合には、その方の保険税がさかのぼって変更になった場合には引き続き保険税の収入自体も引き続いてやってくるという形になりますので、退職医療制度がなくなったからといって今すぐ完全に決算書からなくなるよ、予算書からなくなるよというのはちょっとまだしばらく様子を見てからという形になるかと思っています。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で認定第2号「令和元年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

日程第3 認定第3号「令和元年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。ページは、338ページから346ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で認定第3号「令和元年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

日程第4 認定第4号「令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。ページは、350ページから376ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

決算書で367ページの保険給付費についての負担金、これについてちょっと聞きたいと思います。

この負担金の部分の居宅介護福祉用具購入費負担金と、同じく居宅介護住宅改修費負担金という7、8の項目があります。147万5,904円と605万4,183円、これについてなんですけれども、現在のこの給付を受けた方の利用者数が分かりましたら最初に伺いたいと思います。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ご質問にございました介護予防福祉用具の購入費及び介護住宅改修費の利用者の人数というご質問でございますが、正確な人数については把握しておりませんが、大体毎月住宅につきましては10人ほど、年間で120人ほどの申請がございます。また、福祉用具のほうに関しましても毎月10人ほどということで、およそ年間120名ほどの申請をいただいております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

毎月10人ずつぐらい住宅改修と福祉用具の購入で申請があるということで、これのことでもうちょっと踏み込んで聞きたいんですけども、今実際にこの介護サービス受けて在宅で過ごすのに必要に応じた住宅改修と福祉用具の購入の貸与とか購入が必要となった場合に補助するよというのが仕組み、負担限度額を超えた部分を補助しますよということが目的ですが、じゃ実際に、この間も相談あったんですけども、住宅改修、特に介護認定を受けて、その方は要支援だったかな。介護認定を受けて手すりをつけました。20数万円かかって、じゃ最初一括してその改修、手すりをつけている事業者に20数万円先納めなければならないんですよ、今蟹江町。後から本人に自己負担を超えた分を町から本人に返すよという形なんですけれども、この制度自体をどうなのかと。じゃ、その方も今お金ないけれども、20数万円先払えと言われても払えない、どうしたらいいのと。ちょっとその相談行ったら、事業者にちょっと待ってもらったら、払うのはとか、そういう話をしてくれたんですけども、なかなかそんな事業者にしたってつけた以上早くお金も欲しいだろうし、そういうことで、今これちょっと前から言っているんですけども、受領委任払いというのがございますよね、制度がこれ蟹江町導入しておりません。これは、自己負担分が本人の限度額を超えた場合に、超過分を直接自治体が業者に払いますよね。その制度をなぜ導入できないのか。結構ね、県内の

自治体ほとんど導入しているんですよ。それで、なかなか導入しないということなんですけれども、このことについてなぜできないのか。町民の方を思ったら、そうやってお金がない中で何とか介護、自宅で過ごすために手すりつけたり何かするのに保険給付受けるということなんですけれども、そういう人たちのためにもぜひとも受領委任払いを導入してほしいと思うんですが、これについていかがお考えでしょうか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました福祉用具等、住宅改修等の受領委任払いについてなんですけれども、確かに現在、蟹江町では費用の全額をお支払いいただいて、後で限度額を超えた分を償還するという取っ組み合いです。今のご質問にありましたように、一旦全額をお支払いをするということは、払える人、中にはなかなかそれが難しいよという方がみえますので、確かにそういった状況もございまして、蟹江町としましても先ほどの受領委任払いを検討しまして、ちょっと時期に関しては明確なことは申し上げられませんが、来年度には導入できるような方向でただいま整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。時期はなかなか言えないということなので、来年度ぐらいめどにということで、いつもね、隣の大治と蟹江町のほうが進んでいると僕も思うんですけれども、蟹江町がやったから大治もやるという、結構そういう後追いが大治多いんですけれども、今回ね、これについてね、受領委任払い大治町に越されてしまったんですよ。ちょっと恥ずかしいな、恥ずかしいって……。この今年の7月から両方、福祉用具にしても住宅改修にしても、7月から受領委任払いを行っているみたいです。あま市も今まで行ってないんですけども、今答弁あったように、来年度ぐらいから考えていきたい、実施の方向で考えているということも聞いているんですけれども、ぜひとも早い段階で踏み込んでやってほしいと思います。この点について、町長でも副町長でもいいんですけれども、考えあったらお願いしたいと思います。で終わります。

○副町長 河瀬広幸君

今、受領委任払いの関係のお話がありました。県下見ていると結構やっておみえになるみたいで、我が蟹江町がまだやっていないということで、大治町が既に先行してやっている。また複数の市町もその制度の導入を考えておるみたいですので、これはしっかりと課長申しましたように来年度導入を考えておりますので、勉強させていただきたいと思っています。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で認定第4号「令和元年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく

お願いいたします。

日程第5 認定第5号「令和元年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。ページは、380ページから388ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で認定第5号「令和元年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第6 認定第6号「令和元年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。ページは、392ページから404ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、認定第6号「令和元年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第7 認定第7号「令和元年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

水道です。水道の事業の会計についてなんですけれども、6ページにあるように、純利益も5,700万円あり、当年度末の剰余金にしても1億1,600万円あります。そんな中で、いつも申している剰余金の合計11億2,000万円にもなっております。そんなことで、今じゃ実際にどうなのかと考えてみたときに、企業債があります。これいわゆる借り入れなんですけれども、この借り入れについてほとんど、企業債自体なんですけれども、ほとんどもうあと1つしか残っていない状況であります。それも400万円ぐらいのもう近々終わってしまう状況の中で、剰余金についても11億円ある。これがどうかということもいつも言っているんですけども、そんな企業債がなくなった段階で、配管の工事費や老朽管の工事費、耐震管の工事費に使っていききたいということは聞いているんですけれども、今の時期だったら金利も安い



面もあって、じゃなぜ、借り入れをしてなぜ企業債をもっと活用しながら工事していけばいいんじゃないかと思ってしまうんですよ。その辺の状況的に、今の余剰金の11億円にしても、企業債の経過にしても、この考えについてお伺いをしたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

先ほど板倉議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、水道会計の決算書のちょっともう一度表し方をご説明させていただきます。蟹江町の企業会計の決算というのは、水道料金を主たるものの収入として独立精算により事業運営されており、そのため営業状況がよいかどうかを判断するために、水道料金でかかった経費をどれだけ回収できているかということで決算書で表しております。それが純利益になります。ですから、純利益のほうですけれども、かかった水道料金を維持費、いろいろな維持費で支払いをかかった残りがこの今純利益5,000何百万円になっておる次第でございます。反面、耐震管の工事、いろいろな工事に多額の費用を費やして更新改修工事を行っている現状でございます。

先ほど議員が言われたように、じゃなぜもっと借りて更新工事をやらないのかというところになりますと、現在水道管、100%にわたって全部配管状況がほとんど終わっている状態で、その中布設替えをすることになります。そうなりますと、現在給水している家庭、いろいろなことを考慮して給水をしながら布設替えをしていかないかん状況でございます。そうすると、今おる人材、いろいろな業者、いろいろなことを加味しますと、なかなか全部が全てお金を落とせばいいという状況ではございません。そんな中で、私たち職員一同できる限り、これだけはできるというところを考慮して計画を立てて進んでおりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○2番 板倉浩幸君

今説明あったんですけども、今の段階だと布設替え工事なんかも徐々に進めるけれども、一挙に進めるわけじゃないからという、だからそこまでお金を借りてやることもない。何かちょっといまいち何言っているのか分からなかったんですけども、こんな金利がもうほとんどない、今言った企業債について、平成14年度に借りたのが453万円か、これが残っているだけですよ。ちょうどもう一つ、平成元年に借りたやつはもう償却もなくなった段階です。そんな状況で、なぜ剰余金を増やししながらそちらに充てていくのがいいのかもしれないといえばそうなのかもしれないけれども、一部のやっぱり同じ企業として一般企業と語るなら、今の時期に蓄えるのではなくて、借り入れしながら工事を進めていくというのも1つの手かなと思うんですよ。そういうことを加味した上で、今借り入れをして、企業債を起こして耐震管の工事、耐震管なかなか進んでいませんよね。そういうことも考えてほしいと。あくまでも剰余金毎年1億円ずつ増やしていくようなこともせずに、それをじゃ利用料金の還元もさせる。今回、このコロナの下で6か月間水道料金の基本料金、この剰余金で充てたん

だと思っんですけれども、あつたからできた。一般会計から補助を入れなくても済んだという事になつてゐるんですけれども、その辺についてもう少し、見解が違ふといへばそれまでかもしれませんけれども、そういう考え方について再度お願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

先ほどもちよつとうまく伝わらなかつたようで申し訳ないんですけれども、今回5,700万円という純利益を得ております。しかしながら、排水管布設替えのほうで1億何千万円というようなお金を費やしております。ということは、今建設改良費の積立費を今回削らせていただいて、取り崩させてこちらのほうに充てるようなことをしております。毎年毎年、今の話、積立金を近年は取り崩して事業を進めてまいりますので、今後水道料金のほうが今平準化、ほとんど変わりはないです、毎年毎年。ですから、耐震工事のほうを行つていくと、どんどんお金のほう不足していく。取り崩しを行いながら工事を進めるという状況でございます。蟹江町におきましても、昭和46年に発足いたしましてからもう49年ぐらいですかね、たつております。いろいろな施設、いろいろなことも随分老朽化してきております。それを順次取り替え、更新の計画を立てながら皆様方の水道料金のほうをなるべく影響を与えないような状況で考えて計画を立てて進めてまいりたいと思つておりますので、ご理解をよろしくお願ひします。

○2番 板倉浩幸君

若干ね、それは一般の企業とはそう比べることも無理なのかもしれないんですけれども、そういう引き上げも行わず、企業債も活用しながらやつて、これだけ少なくなつてきた現状ですので、やつていただきたいと思ひます。

こんな企業債なくなつたのに、償却的に減価償却毎年毎年あるんですよ。もう完全に払い終つたのに、減価償却まだまだ償却も引けるといふことで、見目が純利益がこれだけ出ているんですけれども、実際にはもっと多いんじゃないかなとちよつと考へてしまう面があります。そういうことも加味して、ぜひとも水道料金を引き下げるようなことも考へていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○12番 奥田信宏君

12番 奥田信宏でございます。

一言でちよつとお願いをしておこうと思つて。これだけ水道お金が余つてゐるところであります、実を言つると昨日、おとといだったかな、南蟹江団地のお2人ほどが私のところへ前の自治会長さん参られて、2年ぐらい実を言つるとトンネルのところではほんの少しですが、漏つてゐます。もう2年近くなります。これは、何遍も来ていただいているんですが、実を言つるとどこでやつてゐるのかよく分からないといふことで、ちよつと今南団地のほうへ布設替えをしている最中ですので、一度東海通のほうを全部めくつてもらつたほうがいいのじゃ

ないかという意見があったので、それまでやっていなくて、全部割れているというか、水が出ている箇所をずっと拾っていたんですが、これ一度も当たってなくて、それもまだやっぱりちょろちょろ出ていますので、初めは下水でないのかなという、下水の水が落ちてきているのではないかという、それで水道課にもいや、これは上水ですと言われたので、それじゃ上水ならどこから落ちているんだろうかということで、どこかで何かで止まるだろうと思ってもう2年ぐらいかかっているんですが、多分ご存じだと思いますが、場所。一度、ちょうど今やっている、岡田水道さんが入っているところだと思っていますので、一度そこの北側の東海通線のほうをずっと掘削をしてもらったりとかいろいろなことをやってできたら止めてほしいと思っています。恥ずかしいと。何遍も、私も3遍か4遍ぐらいたしかお願いをしていると思っていますので、この機会に皆さんにここ今度はやらしてもらえそうだということを書いていかなければいかんと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上、終わります。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

すいません。先ほど言われたとおり、2年前から私ども試掘をしたりいろいろな調査をしてまいります。今回、岡田工業が施行しているのはその対策になるものでございます。日光川から落ちてきた一番際のところですね。東海通のところから、もう原因が分かりませんので布設替えをさせていただきたいと思ひまして、今回工事のほうを発注しております。そちらのほうで準備、対応できると思っておりますので、すいませんけれども、ご理解よろしく願ひします。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

すいません。私も長いこと議員やっておってこんな話するのちょっとおかしいかもしれませんが、家を造るときに、水道の権利というんですか、あれ。権利を買うわけですね。口径によって値段が違うわけですね。一度買ってつくと。普通は永久的にそのお家で使っているんですね。それで、もし例えばそこでもう要らなくなってお返ししたいというときは、最初払ったそのお金は基本的には戻ってこないんですね。あれ何でかなという疑問があるんですが、あれはどういうあれですか。買うときにどういう目的のお金として払うんですか。ちょっとすみません。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

一番当初に加入権という形になると思うんですけども、その権利というのは蟹江町の浄水場から送り出す施設利用権みたいな形の権利でございます。ですから、使わなくなったら返してというようなご意見もいろいろありますけれども、今現状の中ではそのまま要らなくなったら廃止という形になってございます。

○8番 黒川勝好君

だったら、考え方変えて、返すというやり方もいいわけですよ。だから、最初買ってもう要らなくなった。普通の家だとあまり考えんですけども、例えば自分でほかにアパートなんか造って、もうアパートが古くなったと。1軒ずつ権利持っておると。4軒、5軒あったら4本、例えば4本そのままお返ししても、お返しするしないで一銭も返ってこんですよ。だから、そういう場合、やっぱり権利として買ったんだったら、返したらその金額を返すのが普通じゃないんですか。そういう考えはおかしいですか。どこの市町でもこういうやり方ですか。蟹江町だけ独特なやり方ですか。どこの市町もですか。僕調べたことないですが。だけれども、やっぱり権利として水道の権利を買って、使わせてもらっているんですね。それで、普通の家はそのまま持っておいていいですけども、要らなくなったという、もうほかかっておいてもしょうがないもので、返しちゃうたらいかんですけども、持っていればまた何か自分が事業をやりたいときそれ使えますものね。だから、それはいいんですけども、じゃ持って維持しておるときは休止という形で半額取られるわけですよ、水道代もね。ですから、返せばただだけれども、返して一銭にもならん。また使おうと思えば使えるで持っておる人もおるんでしょうけれどもね、実際休止として半額ずつ払って持っておる人もおる。だけれども、やっぱり買ったんだから、要らなくなったらその権利を本人さんに返すのが当たり前じゃないかなと思うんですが、そういうふうには変えられませんか。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

なかなかちょっと僕がこういうふうにしていろいろなことできるものではございませんけれども、1つの意見でいろいろ皆さんから聞いていることも事実でございます。なかなかその辺難しいことがあって、ほかの自治体はどうかというと、ほかの自治体もこういう権利返すことはしておりませんので、それに合わせて蟹江町のほうの事業も進んでおります。なかなかその返せばいいのかということちょっと難しい答弁になってしまいますけれども、今の現状でいきますと、要らなくなったらそのまま廃止という形で終わりになってしまいます。その辺はご理解をよろしくお願いします。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で認定第7号「令和元年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第8 認定第8号「令和元年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

説明のときに、蟹江町下水道事業会計決算説明ということで、これ縦長のものを頂いておりますので、これに基づいて質問したいと思います。

この中で2つお願いしたいんですけれども、1つは支出の部の中に3番目の目のところで流域下水道維持管理費負担金というのがありますが、これは以前に説明あったかもしれませんが、この負担金の根拠というのか、計算式といいますか、何に基づいて出されている金額であるのかということをお伺いしたいと思います。それが1点目です。

それから、2点目は、営業外費用の中で2番に接続促進費というものが予算として令和元年度に800万円計上されておりまして、そして決算額としまして367万円ということで、不用額が433万円ということであります。これは、執行率が45.9%というような半分以下の執行率ということになっているかと思えます。それで、この接続促進費は、今申し上げた数字は令和元年度ですが、平成30年、その前の年の接続促進費というところを見てみますと、予算はおよそ1,000万円でありましたが、決算で800万円で、不用額は251万円ということで、76.3%というような数字が出ております。この接続促進費というのは、非常にこれ半分以下の予算の執行率になっておりますが、この辺りのご説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○下水道課長 浅井 修君

では、中村議員からご質問がありました大きく2点に対してお答えさせていただきます。

まず、1点目であります。維持管理負担金のほうの積算根拠ということなんですが、こちらのほうは県の流域に弥富にある処理場まで運んで処理をしていただいておりますので、そちらのほうの処理費に相当するものを県に対して負担しておるものでございます。積算根拠につきましては、当面3年間の汚水の水量を基に、蟹江町が管を通じて流して弥富の処理場まで運んだ立米数に単価を掛けて総額お支払させていただいておりますが、3年間の事業計画を立てまして、必要な処理費だとか薬品代とか、もちろん人件費もそうなんですけど、そちらのほうを加重案分しながら、団体のほうの人口割とか水量予定割で割り込んで、最終的に単価を104円ほどだったと思っておりますが、1立米当たり106円か104円だったんですが、申し訳ございません、手持ち資料がございませんので。そういったところを掛けまして負担しておるものでございます。

2点目につきまして、促進費補助金なんですが、こちらのほう、ご存じのとおり、下水道が供用開始された区域で3年間時限立法的に交付しておるものになります。実際に令和元年度の交付実績でいきますと、実績が66件に対してご指摘がありました367万円の交付となっております。一方、前年なんですが、実績が142件ございました。こちらのほうが総額で809万5,000円となっておりますが、こちらの予算組みにつきましては、ある程度接続していただく予定の件数を予算のときに見込んで予算計上させていただいておりますが、結論として

つないでいただいて切り替えていただいた方が少なかったということが1つの要因になっております。また、元年度につきましては、富吉地区の接続エリア、ローレルコート富吉とかライオンズマンション富吉ですね。こちらのほうがありましたので、そちらのほうも1棟当たり1件というカウントをしておりますので、ローレルコートで接続していただいても6万円の交付実績だったということがございますので、そこら辺、精査が甘かった予算計上をしてしまった結果だったかもしれませんが、そんなところでございます。

以上です。

○9番 中村英子君

1点目の負担金のことですが、接続率が悪くて、せっかく整備しても利用してもらっていないという状況の中で、この接続率とこの負担金は、今のお話ですと水量だけなのか、水量じゃないのかちょっとよくはつきり分からないんですけれども、これについては影響がないのか。同じ額なのか、もし接続量が増えればこの金額も増えていくというふうに捉えればいいのか、それがちょっと分かりませんので、それについて再度お願いします。

それから、今のお話ですと、最初の予算は大体の件数を見込んで、それだけの方には接続していただくという思いの中で予算を計上しているということだと思んですが、実際にはそのところがうまくいってなくてこのような状況になっているんですが、接続率が悪いということは、すなわち下水道の使用料に跳ね返ってきておりまして、今現在でも1億9,700万円ということ使われている水道の料金に比べれば甚だ低い状況になっていて、これが会計全体に及ぼす影響というのは大きなものがあるというふうに思うんですね。それで、以前にもこのことを申し上げましたら、大体接続に関してはこんなもので、よその市ではもっと悪いんだとか、そういうようなお話があったんですけれども、いやいや、そんなことを言っているだけでいいんでしょうか。会計全体に及ぼす影響ということ考えたときに、あんまりそれを容認しているというわけにもいかないんじゃないかというふうに思います。

それで、まずこの接続率を上げるために一体いかなる努力がどのように払われているんだろうかということを考えるんですが、難しいかと思えます。下水道会計は、監査委員さんの報告にもございますように、言ってみれば補助金なんですよね。補助金頼みで営業しているという性格のもので、それはもう監査委員さんの結びにも書いてありますが、実際そうなんですよね。ですから、補助金というものは常に当てにされているわけですから、不健全な財政になることはないんですよね。町というものがいまして足りないものは入れているわけですから、そういう状況になることはないわけですが、この補助金頼みでこのように運営が健全だよというふうに表向き発表されているような状態の中であって、接続率を上げるという努力がともすればやっぱり甘くなっていくんじゃないかなと考えざるを得ないんですよね。こういうふうな執行率を見ますと、さらにそういう感じというものをやるわけですよ。ですので、これは大きな影響を、低いということですよ、会計全体に与えているという事

実がありますので、その辺のところはもう少しきちんとやっていただかないとまずいのではないかなというふうに思います。

それで、今日は監査委員さんもおいでになっていますので、この接続率ということにつきましてはちゃんと監査委員さんのほうでも注視していただいて、でき得る限りこれは下水道の使用料として入ってくるべき道であるということもやっぱり押さえておいていただきたいなというふうに思います。この接続率が悪いということは、どこにも書いていないんですね。この資料を全部見ますと、蟹江町の下水道の事業報告書、これにも何も書いてありません。それから、結びというこちらのほうにも全然表にこれ出てきていないんですけれども、実際にそのような課題というものがあって、その課題がクリアされないと会計全体に大きな影響があるんだという視点で取り組みをお願いしたいと思います。

それで、これは最後の質問ですけれども、例えば現在接続可能になっていて、その世帯数というのは出てきていないので分からないんですけれども、人数しか出てきていないので分からないんですけれども、接続加入になっている世帯があって、その加入になっている世帯が全員もし接続をしていたとしたらね、この使用料というのはどのように変わってくるのか、どれだけマイナスになっているのかというところを押さえないと、その辺について見解を示していただきたいと思います。

○下水道課長 浅井 修君

では、再度質問のありました大きく3つあったんですが、まず1点目、接続補助金と流域の維持管理負担金の関係でございますが、こちらにつきましては、3番目の質問にもリンクしてくるところなんですが、接続補助金につきましては供用開始をされた世帯1戸当たり浄化槽を廃止していただいて、くみ取式ですと改造していただいて公共下水道につないでいただく工事を行っていただくわけなんですが、そちらのほう1世帯当たり、1戸当たりの工事に対して1件というカウントをさせていただいて交付させていただいておるものでございます。もちろん、つないでいただければ汚水、汚い水を下水道管を通して流すわけなんですが、そちらの水量も上がりますので、おのずと処理する日光川流域として、下流として処理する水量も増えますので、世帯のほうからお金を徴収する必要がございますが、もちろんその処理能力とかも勘案して流域としては全体の計画を立てておるところなんですが、ですので、蟹江町としてエリアを拡大順次今しておりますが、そちらのほう例えば全ての世帯がつないでいただいたとしても十分処理可能な計画に基づいて処理場を建設しておりますので、建設費とか追加工事が必要かということに対しては必要はございませんが、処理をするためには処理代が必要でございますので、そちらはあくまでも処理費といたしまして発生するものでございます。先ほどの促進費補助金につきましては、つないでいただいた方、つないでいただくのを早めにやっていただくということの趣旨で、3年間の時限立法に基づいて、浄化槽から切り替えの方ですと1年目で6万円、2年目だと4万5,000円、3年目だと3万円と

いうことで段階的に割り落としをさせていただいて交付をしておるものでございますので、もちろんつなげばそれだけ維持管理の負担金が増えるというリンク性はあるんですが、直接の接続率が低いから負担金が安いからいいよねというわけではございません。

2つ目の質問につきまして、接続率を上げていく3つ目の質問とリンクしますが、こちらのほうにつきましてもちろんPRはしておるところなんですけど、どうしても家庭のご事情で、近いうち、3年ぐらい後に建て替えを計画しておるとか、個別の理由がございます方も存在いたします。そういう方については、接続してくださいというお願いをしても結果個人の都合で難しいところもございますので、そこら辺につきまして積極的に接続促進PRを今後もしていきたいと思っております。

3つ目の質問でございました、人数と世帯とか全体の数値が把握できないじゃないかというご指摘でございます。今回の決算書の41ページのほうをご覧くださいと思いますが、こちらのほうには業務量といたしまして表の囲みがございまして、この段の2番目のところ、排水区域人口というところ、2万1,265人というのが令和元年度末になっておりますが、こちらのところが令和元年度末ですので、2年の3月末現在供用開始を拡大したエリアにお住まいの方の人数を拾っておるものでございます。先ほどの接続補助金と違まして、実際にお住まいになっておる人数を1つずつカウントしておるわけではないんですが、ある一定の1世帯当たり2.5人ぐらいのお住まいというものを勘案して算出しておる数値になりますが、その2つ下の水洗人口、こちらのほう1万4,557人、こちらのほうが実際に下水道につないでいただいております方の相当人数になります。2万1,000人が分母で、1万4,000人が分子で、割り込んだものがその真ん中の56.4%ということで、利用していただけるエリアにお住まいの人に対して接続されておる方の率が56%ということになっております。表の見方としてはこんな感じなんですけど、今後もエリア拡大して供用開始したエリアにお住まいの方についてはいち早い接続をお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

問題は、ポイントは、使用料を頂くべき使用料は頂くようにしていくということですよ。最初の計画、事業計画というのがやっぱりあると思うんですが、その接続するについては3年間の猶予があるとか、今日やったら今日しなさいということにはなっていないということは分かっていますが、しかし一定のエリアに下水道を整備して、そしてその加入者にそのお金を払ってもらって運営していくというその基本的なやり方の中で、使用料として入るものが非常に少ないという現状をやっぱりよく考えて、できるだけ接続してもらいようにしなければいけないんじゃないですかと、そういうのがポイントなんです。それがなかなかできないということになると、その理由は一体何なんだというふうに思うんですね。じゃ、今の現時点であなた方は、この下水道の使用料はこれぐらいで妥当だというふうに思っているの



かね。これ本来の入ってくるべき数字とはかなり違うのではないかというイメージ、印象を持っているわけ。だから、そのところをやっぴり最初の計画の中でこれだけのエリアに下水道を整備したなら実際これだけの使用料が上がってこなければならぬという数字があると思うんですよね。そういうものと比較したときに、果たして現在の使用料でいいのかという疑問がありますので、接続率を上げてできるだけ使用料が入っていただくということを真剣に考えないと、事業会計がよくないんじゃないのと。これは、民間だったらなかなかうかうかしてられない状況ですが、これが今も言ったように補助金を入れて成り立っている会計でありますので、甘くなりはしませんかということを申し上げているわけ。だから、もう少ししっかりその部分を見詰めながら、そのポイントを押さえてやっていかなければいけないよと、そういうことを申し上げておきますので、ちゃんと留意していただきたいなということです。

以上です。

○下水道課長 浅井 修君

十分留意して経営計画に基づきやっていきたいと思いますが、先ほど2回目の私の答弁のほうで間違いがありましたので、訂正させていただきたいと思います。先ほど41ページの表の説明の中で、区域内で使える人口に対してつながっておる人口の割合を表の上から3番目の56.4%と説明させていただきました。こちらが、表の5つ目の68.5%、こちらが正しいですので、申し訳ございません。訂正させていただきます。水洗化率がということですので、申し訳ございませんでした。

以上です。

(発言する声あり)

世帯につきましては、1件ずつカウントして集計をしておるものではございませんので、そういった統計的なものは取っておりませんが、今後は何がし資料を集めて把握していくように努めたいと考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

下水道事業、今中村さんからも接続率についていろいろ、確かにね、今68.5%ということで、海部津島地域では結構進んだ、トップだったと思うんですよ。それがどうかというところはなかなか言いづらい面もあるんですけども、今回僕の質問としては、さっき答弁ミスがあった普及率56.4%ですよね。これが実際の今蟹江町内における供用開始しているエリアの全体の何%が供用開始していますよというのが56.4%ですよね。それについてお伺いしていきたいんですよ。実際、下水道事業自体進めなければならない事業も僕も分かっています。そんな中で、企業会計法で事業会計になって、そうやって実際に一般会計からの補助をつぎ

込んで成り立っているのが現状なんです。じゃ、水道事業みたいに一般会計から入っていないよとなっているわけじゃない中で、それをやめちゃうと使用料の引き上げにもなってくるということが十分あって、じゃこの56.4%をどこまで進めるつもりでいるのかで、下水道のアクションプランで、何年前だったっけ。

(発言する声あり)

令和10年度までか。

(発言する声あり)

あと6年ぐらいか。そうだね、6年。あと6年ぐらいで国からの事業に対する補助も今のところなくすよと言っています。じゃ、町単独でやっていく事業ではないんですよ、金額的に。そんな中で、じゃ実際にどこまで普及をさせていくのか。70%にするのか、80%にするのか、今現在どこまで考えているのか、その辺をまず聞いておきたいと思います。

○下水道課長 浅井 修君

失礼いたします。今の板倉議員の質問にお答えさせていただきます。

ご指摘がありましたとおり、普及率が56.4%という昨年度末になっておりますが、ありがとうございます。おかげさまで海部地区では断トツの接続率になっております。今お話がありました計画的にどこまで進めていくかということにつきましては、お話でもありましたアクションプランという計画を令和7年度、長期計画みたいなものなんですが、そちらのほうに沿った形で、実際に今は令和4年度までの整備計画、こちらのほうが国のほうへ事業の実施計画を出して事業を進めるオーケーをいただいておりますが、その令和4年度までのまず中間の計画といたしまして、今現在先ほどの表でいきますと、全体で最終的に令和14年度ですね。平成44年度までにある程度、669ヘクタール整備したいという思いが蟹江町でございます。その中で、今現在、昨年度末の整備状況が289.7ヘクタールということになっております。そこからさらに令和4年度までに少し整備区域を拡大いたしまして、340ヘクタールぐらいまでいきたいと考えております。こちらのほうは、今年度富吉一丁目の県道の西側を実際に工事をやっておりますが、令和3年度、来年度は富吉の駅前の区域及び学戸新田処理分区であります緑地区、泉地区、そちらのほうも併せて令和3年度にやっていきたいと考えております。令和4年度には、佐屋川の北側辺り、源氏一丁目、八幡辺りまで事業の実施計画を国のほうに提出してございますので、粛々とやっていきたいと考えております。その後、令和7年度までには、それをそのまま北へ源氏地区から平安の地区までずっと令和7年度まで、できれば中瀬台のほうまでアクションプランでは計画してございますので、そういうところで、令和7年度末といたしまして、目標が460ヘクタールがアクションプランではうたってあるところなんです、ちょうど中瀬台ぐらいまでいくと400ヘクタールぐらいまでになるんじゃないかなという机上の簡単な積算はしてございますので、今のところはそんな計画で進めてございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと340ヘクタールと400ヘクタールというとなん%になるんだ。それ教えてほしいのと、今アクションプラン、蟹江町のアクションプランもそう、令和4年度に整備計画国に出して、計画がもう許可が下りている段階で今340ヘクタールまで進んで、これが富吉地域から、またあと緑から泉のほうがまずいって、令和7年度までにそこから北のほうを攻めていこうという感じにいるということなんですね。何で聞くかということ、僕も平安に住んでいるんですけども、結構住宅密集地なのに何で下水道来ないと結構言われるんですよ。いろいろ説明して、温水の配管があったり何かしてお金がかかるとかいろいろ言っていますが、下水道を進める段階で、この間の先週の集中豪雨のときに、ちょうど平安の一丁目の辺、あれ冠水しちゃったんですよ。そこもあふれて浄化槽が、まだ来ていないから合併浄化槽にもいっぱいになっちゃって水が流せなかったというんですよ。どんな原因で詰まっちゃったのか、その辺は分からないんですけども、そういうことがあって、下水道をなるべく早く通してほしいという要望をこの間ちょうど聞いて、実際じゃどこまで本来アクションプランで進めて、国の予算の中の間での措置の段階でどこまで進めるのかというのをちょっと確認したかったんです。

じゃ、実際に今言っておった令和7年度までに400ヘクタール、プラン的には460ヘクタールだったんだけど、400ヘクタールまで何とかいきたい。これまだ許可下りているわけじゃないですよ。計画出して、事業計画を出した段階で計画オーケー出たわけじゃないプランだと思んですけども、本当にそこまでいけるものなのか。着々と今進めて決算でも出ている、先ほどから言っている56.4%まで進んでいる状況です。その辺について、もうちょっと再度聞いていきたいと思しますので、お願いいたします。

○下水道課長 浅井 修君

では、再度の質問にお答えさせていただきます。

まず、さきに質問がございました整備に係る割合でございますが、申し訳ございません。手元に人口に対する資料がございませんので、また後ほどお知らせさせていただきたいと思っております。

それから、整備計画どおり、アクションプランどおり、長期計画どおりいけるのかというようなご質問でございます。今発言の中にもありましたとおり、令和5年度以降に整備する区域につきましては、温泉管とかガス管、雨水の管とかが混在した区域になっておりまして、1キロ当たりの整備事業費に係る単価も補償費とかを考えますと膨大な金額になることが予想されております。さらに、富吉の南地区における区画整理事業が、時期がまだ確定ではないですが、始まってくることになると、道路造成と併せてそちらにも下水道管を整備していく必要もございます。そういった関係でまだ不確定要素が多いところではございますが、

粛々と計画に従って少しでもエリア拡大を目指していきたいと考えております。

財源につきましては、もちろん国庫補助が令和8年度以降がなくなるようなお話もございます。また期間を延長していただけるものかどうかということが分からないところではございますが、実は今国庫の交付金、社会資本整備総合交付金を活用させていただいております。蟹江町においてはまだ整備の途中、未普及を解消していくような事業計画になっておりますので、重点化というメニューで2分の1の対象事業費満額頂いておるような状況です。今年度、ほかの団体におきましても重点計画のところは満額採択があったようには聞いておりますが、改築事業とかそういった通常事業分につきましては割り落としもあったやに聞いております。今のところ満額国庫が頂けるような状況の中で少しでも進捗状況を向上させるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

結構蟹江町国庫の補助金いっぱい、満額ほぼもらっているというのを僕も前聞いたんですよ。頑張ってくれていると思います。そんな中で、国の状況も本当、今のところ令和7年度に終わるということで、延びるかもしれないし、ちょっとその辺は微妙なところがあります。今ここまで源氏、平安のほうまで令和7年度にということをおっしゃっていただけたけれども、富吉南、佐藤さんがいつも言うあの地域の開発が進んでくると、そっちを先やはり優先的に、事業費も削減できるんだね、一緒に整備すれば。そういうこともありますので、そういうことでちょっと変わっていく面もありますけれども、ぜひともこの辺も普及率に対しても進めたいと思います。

最後、多分今回の決算審議最後だよな、もうないから。町長にこの下水道事業をお伺いをして終わりたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど中村議員からも下水道事業のことについて心配をいただきました。まだまだ緒にいたばかりでありますし、水道事業のような歳入がまだあるわけではございません。もちろん、3市2町1村、4市2町1村あるわけでありましたが、1村は農業集落排水、飛島村、一応我々も日光川流域下水道のグループにはなっておりますが、4市2町が今共同で進めております日光川流域下水道事業、これが県、それから国のほぼ幹線は終了いたしました。今それに地域が積極的に接続をしているという現状は、今担当がお示しをさせていただきました。また、アクションプランもお示しをし、令和7年までの事業内容についてはおおむね令和4年度まで事業についての認可を頂いたわけでありましたが、当然監査委員さんからもご指摘をいただいたとおり、中村議員からも言われたとおり、今補助金頼みというのか、補助金がついていればこそできる事業でございます。一般会計からの繰り入れも若干やっておりますけ

れども、これがいつまでも続くわけではありません。ただ、決して接続率を自慢しているわけでもなく、粛々と今現在やらせていただくと同時に、うちの職員がその下水道のいわゆる今回布設をする地域に前もって住民説明会を開いて、受益者負担金の問題だとか、先ほど言いましたような6万円、4万5,000円、3万円の在り方、でもそれも全て実は社会資本整備総合交付金のおかげであります。町からはそのお金については、国のお金で今やらせていただいているわけでありますので、そういう事前説明をしっかりとやらせていただいた上に事業に参入させていただいております。できれば、議員各位からも積極的な接続をお願いをしたい。下水道を入れると水道料高くなるんでしょう。だったらやらなくていいわなんていうことが、これが通るような話ですと、せっかく億単位の投入を毎年してもそれが無駄に終わってしまいます。やっぱり住民の住む水環境のいいこの地域をいつまでも残したいという感覚の中で、順次令和4年度までの事業認可の目的に向かって進んでいます。

今、申し訳ないんですが、北のほうにつきましてはなかなかちょっと難しいのかなと。ただ、先ほど来からお話がありました合併浄化槽での処理、これに対しての補助金をこれからどんどん国のほうから変わってくるんじゃないのかな。合併浄化槽に、一般槽から合併浄化槽をやり替えたときも、例えば補助金を出してそれにつないでいただくということもあるかも分かりません。ですから、まだ先のことは分かりませんが、今現在の流域下水道の考え方としては、先ほど言いましたように、蟹江町の流量を増やせば当然負担金が増えてくる。そして、皆さんから出てくる汚水ばかりではなくて、不明水といって、どこから混じってくるか分からないけれども、水が管に入ってくるんですね。それも我々負担、分担せないかんわけですわ。いつもそれで僕はもめるわけではありますが、実際そのし尿処理が今上野センターでやっているわけでありますけれども、我々先ほど言いましたように、下水道の普及率はこの辺の4市2町1村からすると断トツトップなんですね。そうなってきますと、本来上野センターで処理をする水量減っているはずなんですよ。でも、それが減っていかない、環境事務組合の予算見てもらっても分かりませんが。それはどうしてかといいますと、やっぱり1つのタンクで回収しているわけじゃなくて、ぐるぐる回って上野センターのほうにし尿を持っていきますので、どれがどの分かというのははっきり分からないんです。ですから、均等割、それから人口割、面積割、それで応分して今払っているわけでありますけれども、そういうことも含めて、これからあるであろう下水道事業をしっかりと財政を見据えた上で前へ進めてまいりたいというふうに考えてございます。どこでいつどれがどういう状況になるか、天変地異がこれ起きて、今回でもある地域からは下水道をやっていないからこんな汚物が上へ上がってくるんだとか、そんなご指摘も実はいただきました。ここに管があるのに何でつながないんだらうという、そういう心配事、苦情等々も頂いたのも事実でございます。マイナス2メートル以下の本当に低湿地のところでございますので、下水道は不可欠であります。皆さんのまた議員の各位のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で認定第8号「令和元年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後3時13分)